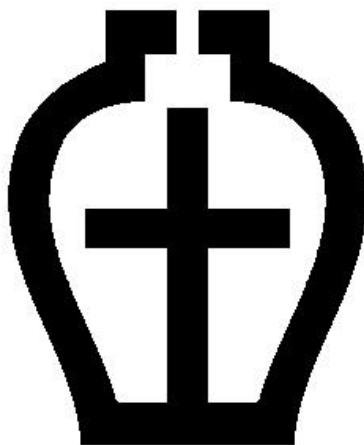


清掃事業の概要

令和 7 年度



瀬戸市
市民生活部環境課

I 概要	
1 市の概要	1
2 清掃事業の概要	2
3 清掃事業の沿革	3
4 濬戸市一般廃棄物等収集運搬及び処理委託業者の変遷	14
II 組織と財政	
1 組織図と職員配置	15
2 事務分掌	16
(1) 環境課	
(2) クリーンセンター	
3 財政	18
(1) 令和6年度決算	
(2) 令和7年度予算	
(3) 一般会計当初予算に占める清掃事業費	
III 施設等	
1 資源リサイクルセンター	19
(1) 施設の概要	
(2) 施設利用状況	
(3) 持込取扱品目・持込量	
2 クリーンセンター	22
(1) 施設の概要	
(2) し尿処理施設	
3 保有車両等	23
(1) 保有車両（令和7年4月1日現在）	
(2) 委託車両（令和7年4月1日以降の収集体制）	
IV ごみ処理	
1 ごみの収集	25
(1) 家庭ごみの分別・収集方法	
(2) 指定ごみ袋（令和7年4月1日時点）	
(3) 燃えないごみ・粗大ごみ予約収集	
(4) ふれあい収集	
2 ごみ処理と実績	31
(1) 令和6年度ごみ処理の流れ	
(2) 令和6年度 ごみ排出・資源物回収状況	

- (3) 令和6年度 ごみ・資源物回収量
- (4) ごみ処理量の推移
- (5) 資源物回収量の推移
- (6) 不法投棄処理量・手数料
- (7) 犬・猫等動物の死体処理件数

V し尿等処理

1	し尿・浄化槽汚泥処理のしくみ	37
2	し尿・浄化槽汚泥搬入量比較	38
3	し尿・浄化槽汚泥収集量推移グラフ	38
4	業者別搬入量グラフ	38
5	し尿処理手数料	39
	(1) 定額制	
	(2) 従量制	

VI 各種事業・補助制度

1	令和6年度啓発事業	40
	(1) 「ごみ・資源物収集カレンダー」・「家庭ごみの減量 分け方と出し方 ごみ分別 辞書」の配布	
	(2) 「広報せと」掲載	
	(3) 「せとまちテレビ」出演	
	(4) 「せとまちラジオ」出演	
	(5) 新しいごみ出しルールに関する説明会の開催	
	(6) 小中学校でごみ問題に関する説明を実施	
2	令和6年度資源リサイクルセンターにおける事業	42
	(1) 環境学習・出前講座	
	(2) 職場体験及びインターンシップ	
3	令和6年度瀬戸市ごみ減量推進会議における事業	43
	(1) 組織の概要	
	(2) 活動内容	
4	不法投棄・ごみ散乱防止事業	45
	(1) 防止啓発看板の配布・設置	
	(2) 防鳥ネットの貸出	
	(3) 不法投棄パトロールの実施	
5	地域清掃活動支援事業	45
	(1) 地域清掃活動件数	

(2) ボランティア清掃袋の配布	
6 極助制度	46
(1) ごみ減量活動奨励金	
(2) ごみ集積場整備補助金	
(3) ごみ減量化容器等購入補助金	
VII 許可業者	
1 一般廃棄物(ごみ)処理業許可業者	49
(1) 一般廃棄物収集運搬業 (11社)	
(2) 一般廃棄物処分業 (1社)	
2 一般廃棄物(し尿)収集運搬業・浄化槽清掃業許可業者 (3社)	50
VIII 関係条例、規則、要綱等一覧	51

I 概要

1 市の概要

瀬戸市は、昭和4年に愛知県下で5番目の市として誕生しました。濃尾平野の東、尾張丘陵の一角にあり、名古屋市の北東約20kmに位置し、周囲を標高100~300mの小高い山々に囲まれ、気候も温暖なまちです。北は岐阜県、南は長久手市・豊田市に隣接しています。市域面積は、111.40km²で、その約3分の2を丘陵地に囲まれ、定光寺と岩屋堂を含む愛知高原国定公園や愛知県自然環境保全地域指定の海上の森など緑豊かな自然に恵まれています。

また、やきものの原料となる良質な陶土やガラスの原料となる珪砂などの鉱物資源にも恵まれ、古くからやきものづくりが行なわれてきました。その歴史は1,000年以上に及び、瀬戸の名に由来する「せともの（瀬戸物）」という言葉が、やきものの代名詞として広く知られています。良質で豊富な陶土に恵まれたこの地で、先人たちは新しい技術や文化を柔軟に取り入れ、「せとものまち」を発展させてきました。長年受け継がれてきたやきものづくりの卓越した技は、多種多様なやきものづくりに繋がり、陶器と磁器が共存する稀有な産地であるだけでなく、ノベルティ（置物・装飾品）、ファインセラミックスなどが生産され、今も新しいものづくりが続けられています。先人たちより引き継がれてきた「歴史」「伝統」「文化」、そして豊かな「自然」が、今もなお、瀬戸の暮らしに息づいています。

一方で、通勤通学などに利便性の高い住環境により、名古屋経済圏のベッドタウンとしての機能を担っています。

人口は令和7年4月1日現在125,786人で、微減の傾向にあります。



人口と世帯の推移

各年度4月1日現在

年 度	人 口	世帯数
26	131,698	53,546
27	131,269	53,928
28	130,676	54,388
29	130,298	54,916
30	129,900	55,388
31	129,550	55,942
2	129,410	56,666
3	129,096	57,163
4	128,470	57,398
5	127,882	57,920
6	126,903	58,149
7	125,786	58,397

2 清掃事業の概要

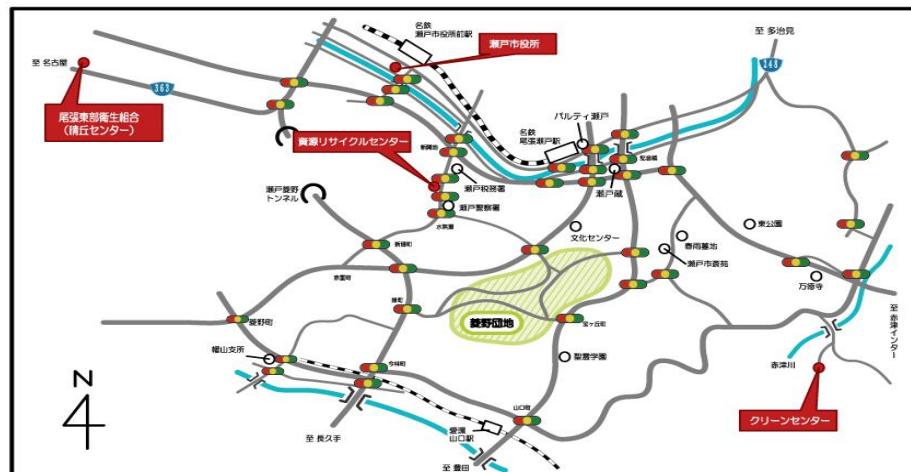
瀬戸市の一般家庭等から排出されるごみ及び資源物は、年間約 36,024 t になります。ごみは、燃えるごみ、燃えないごみ及び粗大ごみに分別し、資源物は、びん、缶、スプレー缶、ペットボトル、紙類、古布及びプラスチック製容器包装に分別し、収集を行っています。

燃えるごみは週 2 回、燃えないごみと粗大ごみは不定期（予約制）収集しています。収集したごみは、瀬戸市、尾張旭市及び長久手市で構成する尾張東部衛生組合（晴丘センター）で処理されます。燃えるごみは焼却され、燃えないごみと粗大ごみは破碎処理をした後、可燃物や資源物を取り除き、それぞれ最終処分場で埋め立て処分しています。

また、資源物は、びん、缶、ペットボトル及び紙類の月 2 回収集に加え、平成 17 年度から古布、平成 21 年度からスプレー缶の収集を開始し、平成 26 年度から穴あけをせずに回収できる体制を整えました。また、晴丘センターでの充電式電池による発火多発を受け、令和 3 年度から加熱式・電子たばこ、充電式シェーバー、モバイルバッテリー、スマートフォン、タブレット、充電式電池、使用済み使い捨てライターを発火性危険物としてスプレー缶と併せて回収を開始しました。令和 4 年 10 月から燃えるごみの減量と循環型社会の推進のためにプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、さらに令和 5 年 6 月から剪定枝等（草・竹）の資源化を予約制の戸別収集で行っています。前述の定期収集の他、直接持ち込みができる常設施設として、平成 15 年 8 月に「資源リサイクルセンター」を開設し、年間約 16 万人の方々に利用していただくとともに、令和 6 年 10 月から市内 6 カ所で資源物臨時拠点収集を開始しました。平成 24 年度から小型家電を持込品目に追加し、平成 25 年 11 月から市内 3 支所でも持込めるようにするとともに、クリーンセンターにおいて令和 5 年 6 月から剪定枝等の拠点回収を行う他、同年 9 月に羽毛布団の拠点回収も始めました。これらの収集した資源物は、それぞれ専門業者に引き渡された後、再生処理が行われています。

この他、市民や地域団体の協力と理解を得てごみの減量化や適正な処理を行うため、各種の補助金による支援やイベント等での啓発活動などを行っています。

関連施設	住 所	連 絡 先
瀬戸市環境課	瀬戸市追分町 64 番地の 1	0561-88-2674
瀬戸市クリーンセンター	瀬戸市西山路町 1 番地	0561-82-5454
瀬戸市資源リサイクルセンター	瀬戸市東吉田町 2 番地の 1	0561-21-3196
尾張東部衛生組合（晴丘センター）	尾張旭市晴丘町東 33 番地の 1	0561-54-1643



3 清掃事業の沿革

年	月	ごみ関係	し尿関係
昭和 11	12	ごみ焼却場竣工（現在の山の田町）	
24	5	直営ごみ収集開始（有料）	
29	4	清掃法公布（明治 33 年汚物清掃除去法を全面改正）	
34	12		赤津し尿処理場竣工 (第 1 次・2 次処理 54 kL／日 加温式消化方式)
37	4	圧縮装置付きごみ収集車導入	
39	4	瀬戸市旭町衛生組合設立	
41	2	焼却場竣工（瀬戸市旭町衛生組合） (60t／日 バッチ炉)	
	11		赤津し尿処理場増設 (72kL／日 高速酸化方式)
	12	清掃センター完成	
44	4	ごみ収集手数料を無料化	
45	12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布（清掃法を全面改正）	
47	4		赤津し尿処理場曝気槽及び最終沈殿池建設 (曝気槽 960 m ³ 、沈殿池 210 m ³)
	12	燃えないごみ及び粗大ごみ収集開始	
48	5	燃えるごみ袋（紙製）を指定	
49	4		し尿くみ取り料金制度を定額制とし委託化（一部許可業者）
	8	尾張東部衛生組合ごみ処理施設（焼却・破碎）竣工	
50	4		流動床式汚泥焼却炉建設（20t／日）
	8	燃えないごみ及び粗大ごみ収集の一部委託化	
53	3		し尿浄化槽汚泥処理施設竣工 (40kL／日)
	4		し尿くみ取りの全面委託 固定炉建設（1,350kg／時）
54	4	燃えるごみ全市域週 2 回収集開始	
56	4	モデル地区で資源物の分別収集開始	
	7		し尿三次処理施設竣工 (2,600 m ³ ／日、凝集沈殿処理方式)

年	月	ごみ関係	し尿関係
昭和 57	4	燃えないごみ及び粗大ごみ収集を全面的に直営化	
58	4	資源物分別収集を全市域で開始	
		瀬戸市ごみ集積場整備に係る補助金交付要綱制定（上限 20,000 円）	
59	7	廃乾電池の拠点収集開始 (公共施設等に回収箱設置 80 ヶ所)	
60	12		赤津し尿処理場起工 (3 ヶ年事業)
63	3		瀬戸市クリーンセンター竣工 125kL／日 高負荷脱窒素処理方式+高度処理（し尿 55kL／日、浄化 70kL／日）
	4	ごみの祝日収集開始	
平成 2	3	尾張東部衛生組合粗大ごみ破碎施設竣工	
	12	第 1 回清掃事業改善委員会開催	
3	4	ごみ減量活動奨励金交付要綱制定 (100 kg当たり 100 円)	
4	3	尾張東部衛生組合ごみ焼却施設竣工	
	4	瀬戸市ごみ集積場整備に係る補助金交付要綱の改正（上限 40,000 円）	
	12	生ごみたい肥促進に関する補助金交付要綱制定	
5	9	ごみ減量基本計画答申 (廃棄物減量等推進審議会)	
6	4	ごみ減量活動奨励金交付要綱の改正 (100kg 当たり 300 円)	
		週休 2 日制度施行により、水・土曜日コースの燃えるごみ収集を廃止	
	5	生ごみたい肥化促進に関する補助金交付要綱の改正（1 基につき 3,000 円）	
	7	第 1 回リサイクルマーケット開催	
		公共施設 7 ヶ所で「ぼかし」を販売 (清掃課・環境課・三支所・やすらぎ会館・市民会館市民サービスセンター)	

年	月	ごみ関係	し尿関係
平成 6	8	廃食油せっけん製造機 濑戸市ロータリークラブより寄贈	
8	4	粗大ごみの予約制戸別収集開始	
	7	燃えるごみ用指定袋を紙製からポリエチレン製に変更 燃えないごみ用ごみ袋(ポリエチレン製)を新たに指定	
	9	指定ごみ袋(ポリエチレン製)の完全実施 ペットボトルの拠点収集開始 (公共施設 27ヶ所、保育園 20園) 粗大ごみ収集の個数制限開始 (1回につき 5個まで)	
9	5	燃えるごみ用指定袋に 20ℓを追加し、3種類とする (20ℓ・30ℓ・45ℓ)	
		燃えないごみ用指定袋に 20ℓを追加し、2種類とする (20ℓ・40ℓ)	
10	4	瀬戸市立小・中学校・県立高校の焼却炉廃止にともなうごみ収集開始	
	5	尾張東部衛生組合 熱分解溶融炉実証プラント開始 (平成 15 年 2 月停止)	
	9	生ごみ発酵用密閉バケツ補助金交付要綱制定 (上限 1,000 円)	
12	4	生ごみ処理機購入補助金交付要綱制定 (上限 10,000 円)	汚泥焼却施設休止し焼却処理を外部委託化 (排ガス規制による)
		ごみ減量活動奨励金交付要綱を改正 (100 kg当たり 400 円)	
		土・日曜日の動物死体処理業務を委託化	
		紙類とびん・缶の収集日を分ける	
13	4	家電リサイクル法施行に伴い家電 4 品目の収集を廃止	
	6	「廃棄物の不法投棄情報に関する覚書」を郵便局と締結	

年	月	ごみ関係	し尿関係
平成 13	10	一般廃棄物収集運搬業の許可業者を 5 社から 8 社へ	
14	4	びん・缶の収集を委託化	
		びん・缶の収集を月 1 回から月 2 回に変更	
	10	粗大ごみ予約管理システムを導入	
15	4	燃えないごみの予約制戸別収集開始 (1 世帯につき 2 袋まで)	
	8	資源リサイクルセンター開設(持込品目 -紙類・びん・缶・ペットボトル・古布・ 廃乾電池・廃油 計 7 品目及びぼかしの 販売)	
	10	紙類の収集を委託化	
		紙類の収集を月 1 回から月 2 回に変更	
		三支所での資源物回収を開始(平成 19 年 3 月終了)	
16	3	生ごみみたい肥促進に関する補助金(コン ポスト)を廃止	高度処理設備整備完了
	4	燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみの 収集を一部地域で委託化	
		資源有効利用促進法に伴い家庭用パソ コンの収集廃止	
		資源リサイクルセンターの持込品目に 陶磁器類・スプレー缶を追加	
		一般廃棄物収集運搬業の許可業者を 12 社から 10 社へ	
		土・日曜日の動物死体処理業務の委託廃 止(資源リサイクルセンター職員による 対応)	
		びん・缶の収集日にペットボトルの収集 を追加	
17	4	「ふれあい収集」開始	脱水汚泥の最終処分を焼却処分から炭 化処理に変更
		エコプラザ開設(土・日曜日のみ開館)	
		古布の収集を開始(月 2 回)	

年	月	ごみ関係	し尿関係
平成 17	10	一般廃棄物収集運搬業の許可業者を 10 社から 14 社へ	
		事業系ごみの収集を廃止	
18	2	資源リサイクルセンターの古着・古本等 の展示コーナーをエコプラザへ移転の ため廃止	
	4	水野連区生ごみ炭化モデル事業開始 (平成 19 年 5 月終了)	
		組織再編により清掃課を廃止(クリーン センターは公所)し、環境課にごみ減量 係を新設	
		效範北・效範南・水南連区にて燃えるご みの水・土曜日収集を開始	
19	6	エコプラザの開館日を拡大(土日のみ開 館から月曜日及び年末年始のみ休館へ 変更)及び古着・古本等の展示コーナー を開設	
	10	一般廃棄物収集運搬業の許可業者を更 新(事業者数は 14 社で変更なし)	
	11	一般廃棄物収集運搬業の許可業者を 1 社追加(事業者数は 15 社)	
20	1	一般廃棄物収集運搬業の許可業者を 1 社追加(事業者数は 16 社)	
	3	ごみ袋を定価販売から市場価格による 販売に変更	
	8	資源リサイクルセンターの持込品目に 金属製調理器具を追加	
	10	紙類資源化強化月間を施行	
21	3		活性炭原水槽、処理水槽及び塩素接触槽 防食塗装完了
	4	スプレー缶の分別収集を開始(月 2 回) (以前は燃えないごみとして収集)	
	5	資源リサイクルセンターの持込品目で 陶磁器類を廃止	

年	月	ごみ関係	し尿関係
平成 21	10	一般廃棄物収集運搬業の許可業者を更新（事業者数は 16 社）	
22	3		凝集沈殿槽、汚泥濃縮槽及び受入沈砂槽 防食塗装完了
23	1	一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可業者を 1 社廃止（事業者数はそれぞれ 15 社、2 社）	
	6	燃えないごみ・粗大ごみの地区別での収集方式を廃止	
	10	粗大ごみ処理有料化制度を開始（粗大ごみ 1 点 800 円）	
		一般廃棄物収集運搬業の許可業者を更新（事業者数は 16 社）	
24	4	瀬戸市ごみ減量推進会議発足	
		資源リサイクルセンターの持込品目に小型家電を追加	
	9	資源リサイクルセンターの持込品目にパソコン及び周辺機器を追加	
25	10	一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可業者を更新（事業者数は 15 社）	
	11	小型家電回収拠点に水野・幡山・品野支所を追加	
26	3	瀬戸市一般廃棄物処理基本計画（平成 26 年度～35 年度）策定	中央制御室制御盤更新完了
		施設の老朽化に伴い、エコプラザを閉鎖	
		一般廃棄物収集運搬業の許可業者を 1 社廃止（事業者数は 13 社）	
		廃食油せっけん製造「しゃぼん工房」を廃止	
	4	消費税率の引上げに伴い粗大ごみ処理手数料を値上げ（粗大ごみ 1 点 820 円）	消費税率の引上げに伴いし尿処理手数料を値上げ（定額制：世帯割料金 308 円、人頭割料金 432 円 従量制：221 円 /本）

年	月	ごみ関係	し尿関係
平成 26	4	瀬戸市生ごみ発酵用密閉バケツ補助金交付要綱及び瀬戸市生ごみ処理機購入補助金要綱を廃止 廃乾電池の回収拠点のうち、小売事業所、保育園、小中学校等を廃止 資源リサイクルセンターの持込品目にシュレッダー屑を追加 スプレー缶の排出方法について、中身を使い切った場合に限り、穴を開けずに排出できることとした	
	11	尾張東部衛生組合にて、コンクリートブロック、レンガ、タイル及びつけもの石について持ち込みに限り試験的に受け入れ開始	
27	3		受電設備更新完了
	4	資源リサイクルセンターにて「かえっこ陶器市」を開始	
	10	資源リサイクルセンターの持込品目に使い捨てライターを追加 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業許可業者を更新（事業者数はそれぞれ 12 社、1 社）	
	11	一般廃棄物収集運搬業の許可業者を 1 社追加	
28	12	出張資源リサイクルセンターを市民公園東側臨時駐車場にて 2 日間開設	
	3		生し尿受入槽及び貯留槽防食塗装完了
	4	ぼかしの販売支援を廃止	
	7	ボランティア清掃袋 30ℓ サイズに加え、携帯用ボランティア清掃袋（レジ袋型 10ℓ サイズ）の配布を開始	

年	月	ごみ関係	し尿関係
平成 28	12	出張資源リサイクルセンターを市民公園東側臨時駐車場及び幡山公民館・幡山支所駐車場にて 2 日間開設	
29	3		浄化槽汚泥受入槽及び貯留槽防食塗装完了
	4	燃えるごみ収集全面委託開始 燃えないごみ・粗大ごみ直営の開始 処理困難物の一部(レンガ、ブロック等)を粗大ごみとして収集開始	
		雑がみの回収方法を変更(禁忌品等収集可。透明または半透明の袋にいれて「雑がみ」と書いた紙を貼る)	
	8	「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加	
	12	分けっこ広場を市民公園東側臨時駐車にて 2 日間開設(燃えないごみ、資源物の回収)	
	4	雑がみの名称をミックスペーパーに変更 水銀体温計、水銀血圧計の分別回収実施(市役所、資源リサイクルセンター、支所(水野・幡山・品野)へ持ち込み可。)	
令和元	10	一般廃棄物収集運搬業の許可業者を 1 社未更新、1 社追加(事業者数は 13 社) 消費税率の引上げに伴い粗大ごみ処理券手数料を値上げ(粗大ごみ 1 点 840 円)	消費税率の引上げに伴いし尿処理手数料を値上げ(定額制:世帯割料金 314 円、人頭割料金:440 円 従量制:225 円/本)
	12	分けっこ広場を市民公園東側臨時駐車場にて 1 日開設(燃えないごみ、資源物、羽毛布団の回収)	

年	月	ごみ関係	し尿関係
令和2	3		汚泥分離槽 防食塗装完了
	11		瀬戸市循環型社会形成推進地域計画策定
	12	分けっこ広場は新型コロナウィルス感染症の影響により中止	
3	7	瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化基本方針を策定	
	9	市庁舎1階に発火性危険物回収ボックスを設置し、回収開始	
	10	一般廃棄物収集運搬業（未更新1社）及び一般廃棄物処分業許可業者を更新（事業者数はそれぞれ12社、1社） 資源物回収拠点にて、発火性危険物の分別収集を開始	
	12	分けっこ広場の事業中止を決定 小型家電品の宅配便回収を開始	
	1	瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画を策定	
4	3	一般廃棄物収集運搬業許可業者1社より許可返納（事業者数は11社）	瀬戸市クリーンセンター長寿命化総合計画策定
		市議会3月定例会にて「瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正」が可決	
	9	資源物用（プラスチック製容器包装・ミックスペーパー・古布）の指定袋（ポリエチレン製・45ℓ・30ℓ）を新たに指定	
	10	プラスチック製容器包装の分別収集を開始 生ごみ処理機・生ごみ発酵用密閉容器・生ごみ堆肥化容器の補助金の交付再開（ごみ減量化容器等購入補助金交付要綱を施行）	
	5	「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定」を瀬戸市、尾張旭市、長久手市、豊田通商株式会社、サントリーグループとの間で締結	

年	月	ごみ関係	し尿関係
令和 5	5		し尿処理施設基幹的設備改良工事に着工 (~令和 7 年度末)
	6	剪定枝等（草・竹）を資源品目に追加し、戸別収集（予約制※6月から11月まで）及びクリーンセンターでの拠点回収を開始	
		市議会 6月定例会にて「瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」の一部改正が可決	
	7	「新しいごみ出しルールに関する説明会」を文化センター及びやすらぎ会館で実施（~8/1まで）また、「新しいごみ出しに関するコールセンター」を設置（~9/29まで）	
	8	燃えるごみ及び燃えないごみの処理費用有料化制度の開始に先立ち、新指定燃えるごみ袋 30ℓ10枚を市内全戸に配布	
		「家庭ごみの減量 分け方と出し方 ごみ分別辞書」を市内全戸に配布	
	9	燃えるごみ及び燃えないごみの処理費用有料化制度を開始し、新指定袋に移行（手数料額：燃えるごみ 45ℓ市指定袋 1枚につき 18 円、30ℓ市指定袋 1枚につき 16 円、20ℓ市指定袋 1枚につき 14 円 燃えないごみ：40ℓ市指定袋 1枚につき 25 円、20ℓ市指定袋 1枚につき 18 円）	
		ふとん、じゅうたん・カーペット、ウレタンマットレスの扱いを変更（燃えるごみ袋（大）を 1 枚巻き付けて出す）	
		燃えないごみにおける長尺物の扱いを変更（傘、蛍光灯以外でも 1.5m 以内かつ指定袋に入れて口が縛れるものは収集可に）	

年	月	ごみ関係	し尿関係
令和 5	9	旧指定燃えるごみ・燃えないごみ袋を、資源物排出時に使用可能に(ミックスペーパー、古布、プラスチック製容器包装)	
		羽毛布団を資源品目に追加し、クリーンセンターでの拠点回収を開始	
	10	一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業許可業者を更新(事業者数はそれぞれ11社、1社)	
	12	株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、「おいくら?」を利用した粗大ごみ等の再使用(リユース)事業を開始	
令和 6	8	瀬戸市、株式会社メルカリ、愛知芸術高等専修学校の連携で、衣服の不要品を回収・リメイクして必要な方に届ける実証実験を実施(～10月まで)	
	10	市内6カ所(品野支所、水野支所、クリーンセンター、幡山支所、西部コミュニティセンター、本地会館)において資源物臨時拠点収集を開始	
令和 7	2	瀬戸市、瀬戸市社会福祉協議会、株式会社バローホールディングス、NPO法人エム・トゥ・エムの4者連携によって、公共施設や市内スーパー・マーケットに設置した回収ボックスによるフードドライブ事業を開始	

4 濑戸市一般廃棄物等収集運搬及び処理委託業者の変遷

瀬戸市一般廃棄物等収集運搬及び処理委託業者の変遷

	契約方法	可燃1	可燃2	可燃3	可燃4	紙類1	紙類2	紙類3	古布	プラ1	プラ2	プラ圧縮袋	不燃・粗大	びん・缶	PET容器 (ストレッシャン方式)	PET圧縮袋	びん処理	剪定枝等 (処理)	剪定枝等1	剪定枝等2	
平成14年度	単年度契約	(直営)	(直営)			(直営)	(直営)	(直営)	—	—	—	—	(直営)	エコウェーブ	—	—	田中商店	—	—	—	
平成15年度	—	(直営)	(直営)			(直営)	(直営)	(直営)	—	—	—	—	(直営)	リサイクル	—	—	リサイクル	—	—	—	
平成16年度	—	エコロダイワ	岩田清掃			(直営)	(直営)	(直営)	リサイクル	—	—	—	エコロダイワ	リサイクル	(直営)	宮崎	リサイクル	—	—	—	
平成17年度	—	エコロダイワ	岩田清掃			(直営)	(直営)	(直営)	リサイクル	—	—	—	東海環境サービス	リサイクル	(直営)	宮崎	リサイクル	—	—	—	
平成18年度	—	エコロダイワ	岩田清掃			(直営)	(直営)	(直営)	リサイクル	—	—	—	松原環境サービス	リサイクル	(直営)	岩田清掃	リサイクル	—	—	—	
平成19年度	—	エコロダイワ	岩田清掃			(直営)	(直営)	(直営)	リサイクル	—	—	—	松原環境サービス	リサイクル	(直営)	岩田清掃	リサイクル	—	—	—	
平成20年度	単年度契約	エコロダイワ	岩田清掃	ホーメックス		(直営)	(直営)	(直営)	リサイクル	—	—	—	松原環境サービス	松原環境サービス	(直営)	岩田清掃	リサイクル	—	—	—	
平成21年度	3年間 長期継続 契約	フジ建材リース	松原環境サービス※1			(直営)	(直営)	(直営)	リサイクル	—	—	—	松原環境サービス	松原環境サービス	(直営)	岩田清掃	リサイクル	—	—	—	
平成22年度																	リサイクル	—	—	—	
平成23年度																	トーエイ	—	—	—	
平成24年度																	トーエイ	—	—	—	
平成25年度																	循環資源	—	—	—	
平成26年度	5年間 長期継続 契約	ホーメックス	ホーメックス	岩田清掃		(直営)	(直営)	(直営)	アイチ衛生	岩田清掃	紙類収集委託業者	—	—	—	マークフィールズ	マークフィールズ	(直営)	岩田清掃	循環資源	—	—
平成27年度																	岩田清掃	岩田清掃	循環資源	—	—
平成28年度																	岩田清掃	岩田清掃	循環資源	—	—
平成29年度																					
平成30年度																					
令和元年度	5年間 長期継続 契約	ホーメックス	岩田清掃	—		アイチ衛生	尾東	—	紙類収集委託業者	—	—	—	(直営)	尾東	岩田清掃	循環資源	—	—	—	—	
令和2年度																					
令和3年度																					
令和4年度																	岩田清掃	循環資源	—	—	—
令和5年度	5年間 長期継続 契約	ホーメックス	岩田清掃	尾東	—	アイチ衛生	尾東	—	紙類収集委託業者	—	—	—	(直営)	尾東	岩田清掃	循環資源	山田林業※11	ホーメックス	岩田清掃	—	—
令和6年度																	岩田清掃	循環資源	山田林業	ホーメックス	岩田清掃
令和7年度																	岩田清掃	循環資源	山田林業	ホーメックス	岩田清掃

※株式会社、有限会社は省略

※可燃ごみ収集について、平成16年度より一部委託を開始したが、平成29年度現在全面委託。

※松原環境サービスは平成24年にマークフィールズに社名を変更

※2 愛知衛生保険社は平成24年にアイチ衛生に社名を変更

※3 平成14年度から一般廃棄物等収集運搬業務の民間委託が開始された

※4 平成26年3月31日付でマークフィールズとの全面委託契約を解除したことにより、岩田清掃と3年間の長期継続契約を締結

※5 クリーンセンター収集作業員の減少により、平成25年度から誠美社工業と4年間の長期継続契約を締結

※6 クリーンセンター収集作業員の減少により、一部地域において平成27年度からホーメックスと2年間の長期継続契約を締結

※7 可燃ごみの3つの業務を統合する要望

※8 可燃ごみの3つの業務を統合する要望

※9 可燃の収集エリアの見直しを行い、市内を3つのエリアに分割

※10 令和4年10月からプラスチック製容器包装の分別収集開始

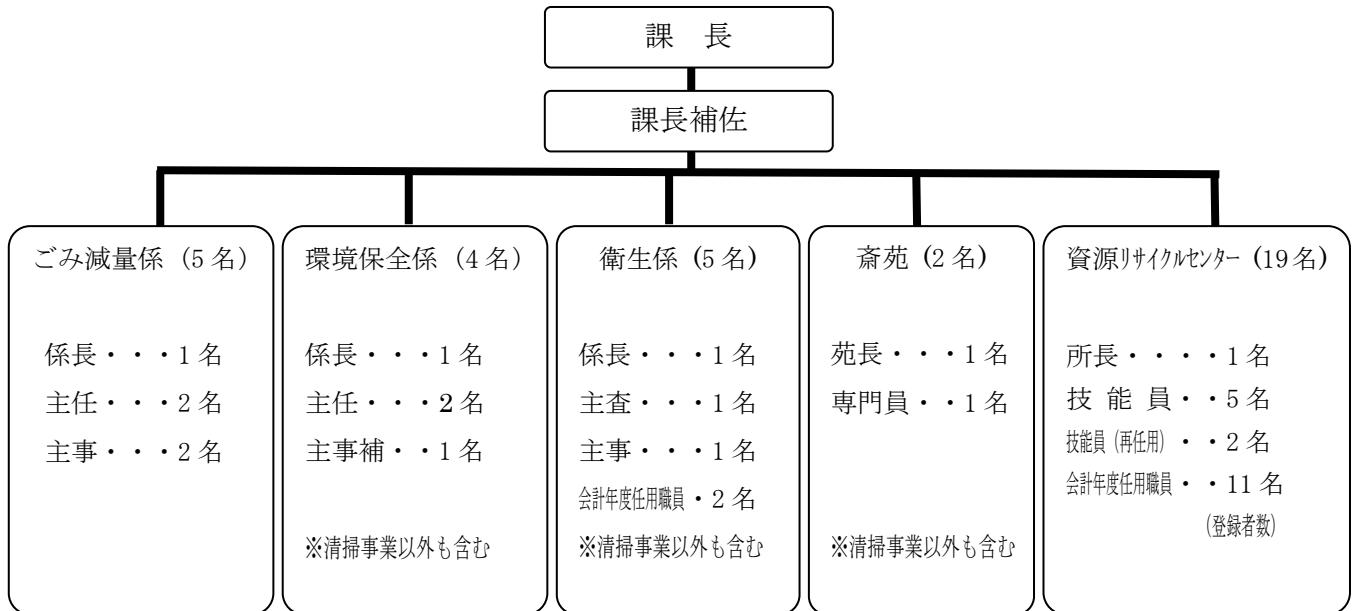
※11 令和5年6月から剪定枝等の分別収集開始

II 組織と財政

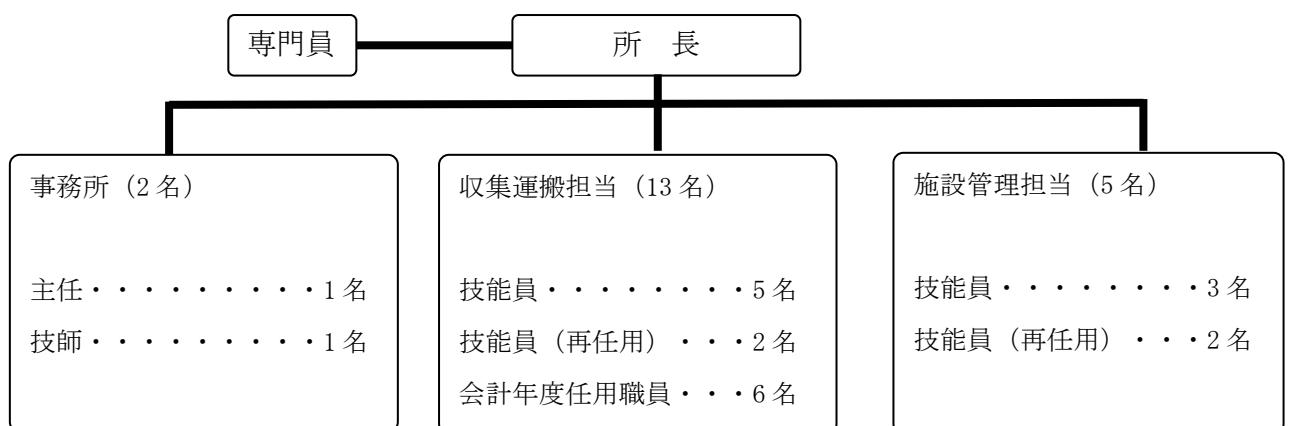
1 組織図と職員配置

(令和7年4月1日現在)

(1) 環境課 35名



(2) クリーンセンター 22名



2 事務分掌

(1) 環境課

ごみ減量係

- 1 一般廃棄物の減量化及び資源化に関すること
- 2 一般廃棄物の処理に関すること
- 3 し尿の処理に係る申請及び処理手数料に関すること
- 4 ポイ捨ての防止に関すること
- 5 瀬戸市環境衛生審議会に関すること
- 6 尾張東部衛生組合に関すること
- 7 産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関すること

環境保全係

- 1 環境保全対策の企画及び調整に関すること
- 2 環境意識の啓発、環境活動及び環境教育の推進に関すること
- 3 自然環境の保護及び保全に関すること
- 4 自然公園法(昭和32年法律第161号)に関すること
- 5 地球温暖化防止対策に関すること
- 6 公害対策に関すること
- 7 鳥獣及び狩猟に関すること
- 8 産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関すること
- 9 瀬戸市環境審議会に関すること
- 10 瀬戸市産業廃棄物対策委員会に関すること

衛生係

- 1 狂犬病の予防に関すること
- 2 ふん害の防止に関すること
- 3 感染症等に係る消毒に関すること
- 4 生活衛生に関すること
- 5 墓地に関すること
- 6 春雨墓苑に関すること

資源リサイクルセンター

- 1 資源リサイクルセンターの運営、管理に関すること
- 2 資源物持ち込みの受け入れに関すること
- 3 リサイクル及びごみ減量に関すること
- 4 ごみのふれあい収集に関すること

- 5 廃乾電池収集に関すること
- 6 動物死体処理に関すること

斎苑

- 1 斎苑の管理及び運営に関すること

(2) クリーンセンター

- 1 燃えないごみ、粗大ごみの収集に関すること
- 2 し尿処理施設の維持管理に関すること

3 財政

(1) 令和 6 年度決算

〈歳 入〉		〈歳 出〉		(単位 : 千円)
清掃手数料	145,876	清掃総務費	645,694	
物品売払収入	54,921	塵芥処理費	638,411	
市 税 等	1,556,165	資源リサイクルセンター費	17,017	
		し尿処理費	421,616	
		し尿収集費	34,224	
合 計	1,756,962	合 計	1,756,962	

(2) 令和 7 年度予算

〈歳 入〉		〈歳 出〉		(単位 : 千円)
清掃手数料	144,699	清掃総務費	703,523	
物品売払収入	47,727	塵芥処理費	637,297	
市 税 等	2,905,520	資源リサイクルセンター費	17,250	
		し尿処理費	1,692,603	
		し尿収集費	47,273	
合 計	3,097,946	合 計	3,097,946	

(3) 一般会計当初予算に占める清掃事業費

(単位 : 千円)

年 度	一般会計予算額	清掃事業費	割合(%)
平成 27 年度	34,920,000	1,097,513	3.14
平成 28 年度	34,920,000	1,163,928	3.43
平成 29 年度	33,890,000	1,229,285	3.50
平成 30 年度	38,440,000	1,260,386	3.28
令和元年度	41,740,000	1,266,161	3.03
令和 2 年度	38,740,000	1,355,783	3.50
令和 3 年度	39,020,000	1,360,091	3.49
令和 4 年度	40,160,000	1,455,714	3.62
令和 5 年度	41,210,000	1,756,065	4.26
令和 6 年度	45,760,000	2,057,142	4.50
令和 7 年度	49,660,000	3,097,946	6.24

III 施設等

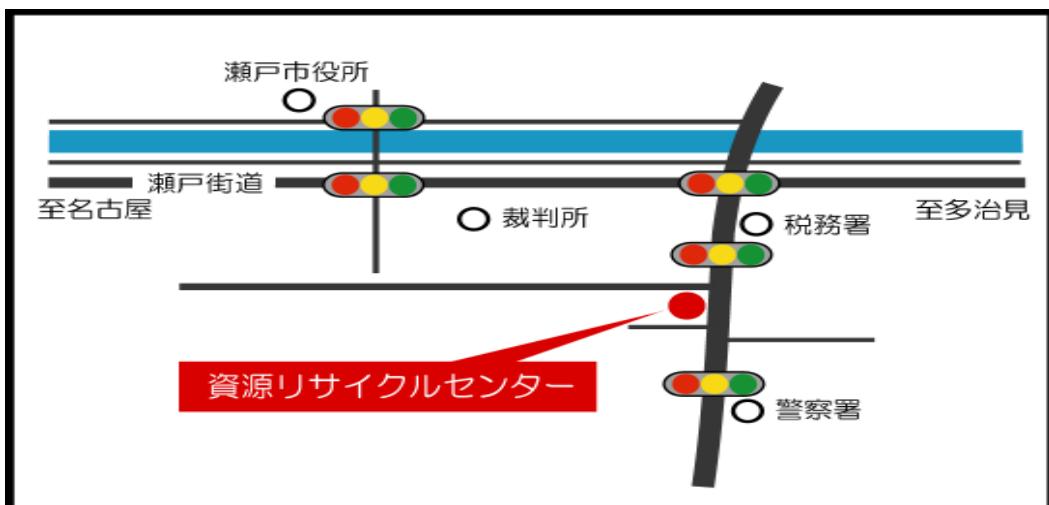
1 資源リサイクルセンター

(1) 施設の概要

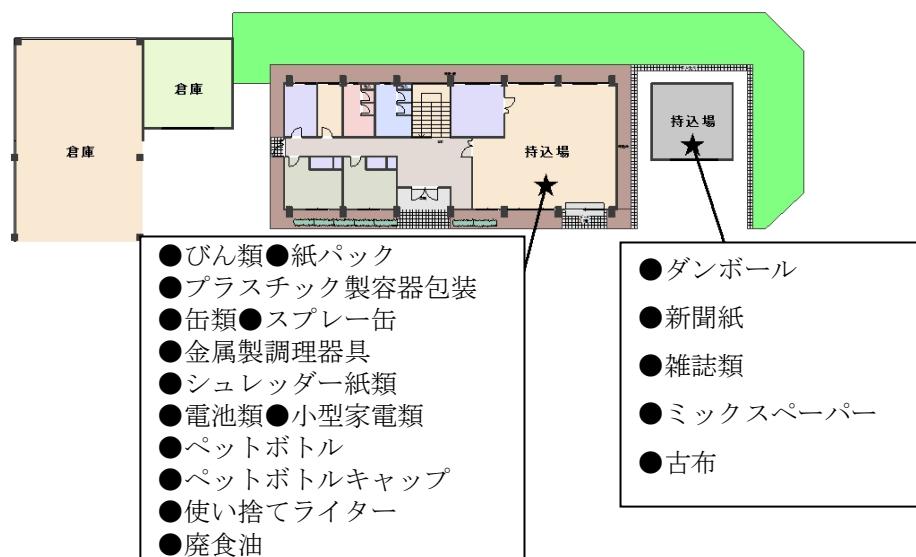
市民の環境への関心を高め、ごみの減量及び資源化を推進することを目的に、資源物をいつでも持ち込める場所として開設



- 開 設 平成 15 年 8 月
- 所在地等 濑戸市東吉田町 2 番地 1
TEL (0561) 21-3196 、 FAX (0561) 89-5224
- 敷地面積 2760. 47 m²
- 建物面積 600. 00 m²
- 開館時間 午前 9 時～午後 5 時
- 休 館 日 月曜日（休日の場合は、翌日以降の平日）
年末年始 12 月 31 日から 1 月 3 日
- 周辺地図



● 施設平面図



(2) 施設利用状況

● 令和 6 年度施設利用目的別利用者数 (単位 : 人)

持込	施設見学	合計
158, 941	0	158, 941

● 年度別利用者数 (単位 : 人)

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
127, 685	119, 658	140, 611	142, 918	166, 954	158, 941

(3) 持込取扱品目・持込量

● 持込取扱品目

品 目	分 别
びん類	リターナブルびん（一升びん・ビールびん） ワンウェイびん（無色透明・茶・その他の色）
缶類	アルミ缶・スチール缶・その他缶類（お菓子缶など）
ペットボトル	ボトル・キャップ
紙類	ダンボール・新聞紙・雑誌類・ミックスペーパー 紙パック
プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装、白トレイ、色トレイ、発泡スチロール
古布	衣類、かばん、くつ
電池類	乾電池・ボタン電池・充電式電池
スプレー缶	中身の入っているものも受入可能
廃食用油	植物性食用油限定
金属調理器具類	金属製の包丁・ナイフ・鍋などの調理器具
小型家電類	燃えないごみ指定袋（40L）に入り、袋の口が縛れる大きさの小型家電及び電子機器の付属品
使い捨てライター	燃料の残っているものも受入可能

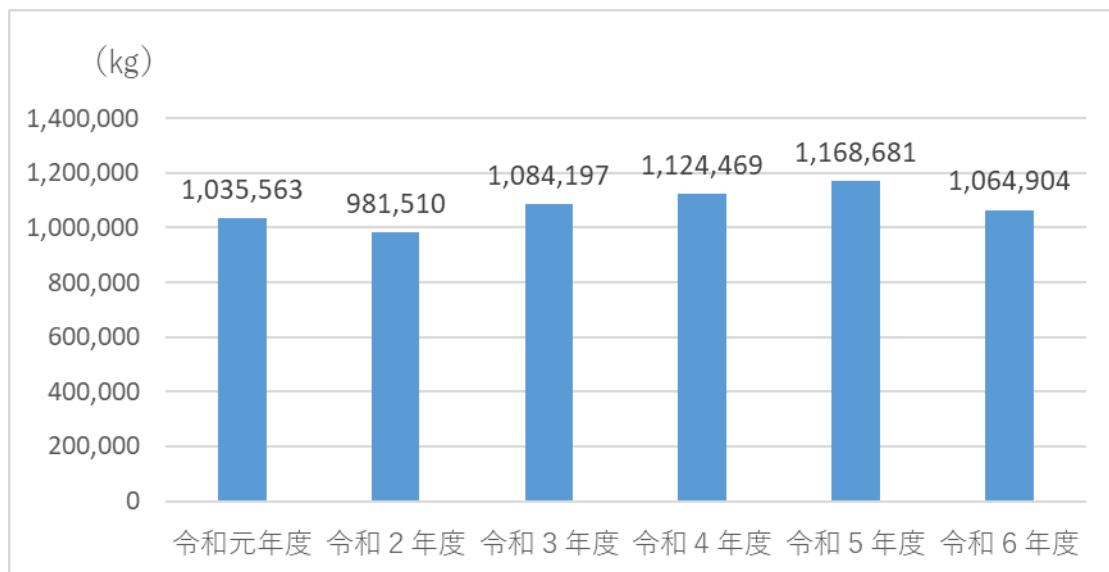
● 年度別資源物持込量

(単位 : kg)

品 目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
びん類	93,086	90,618	98,876	104,441	102,589	96,947
缶類	22,357	38,030	44,129	44,481	45,894	41,794
ペットボトル	29,500	24,810	31,470	38,190	45,570	41,080
ペットボトル キ ャ ッ プ	1,948	1,636	2,429	2,861	3,585	3,042
紙類	570,800	514,240	567,190	577,790	578,810	521,060
プラスチック製 容器包装※	—	—	—	30,260	71,490	68,910
古布	139,270	132,010	182,280	175,750	171,840	151,460
電池類	30,571	33,412	31,503	32,092	28,010	31,972
金属製 調理器具	8,532	8,664	8,456	8,422	10,265	9,439
廃食用油	3,455	2,920	2,830	2,530	2,640	2,580
小型家電類	136,044	135,170	115,034	107,652	107,988	96,620
合 計	1,035,563	981,510	1,084,197	1,124,469	1,168,681	1,064,904

※白トレイ、色トレイ、発泡スチロールの数量は含まない。

年度別資源物持込合計量

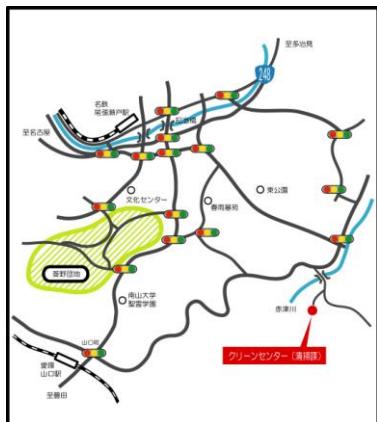


2 クリーンセンター

(1) 施設の概要

し尿や浄化槽汚泥を処理する処理棟、ごみ収集作業(市直営)の管理棟及び作業員棟で構成

- 開設 昭和 34 年 12 月
 - 所在地等 瀬戸市西山路町 1 番地
 - 敷地面積 32,051 m²
 - 建物面積 处理棟 : 979 m²、管理棟 : 232 m²、作業員棟 : 381 m²
 - 附属施設 ソフトボール場 : 1 面
 - 周辺地図



(2) し尿処理施設

- 处理方法 高負荷脱窒素処理法+高度処理 (Uチューブニトロシステム)
 - 处理能力 125 kℓ/日
 - 保証値 (2.5倍希釈時)

pH : 5.8~8.6 T-N : 10 mg/ℓ以下

BOD : 10mg/ℓ以下 T-P : 1 mg/ℓ以下

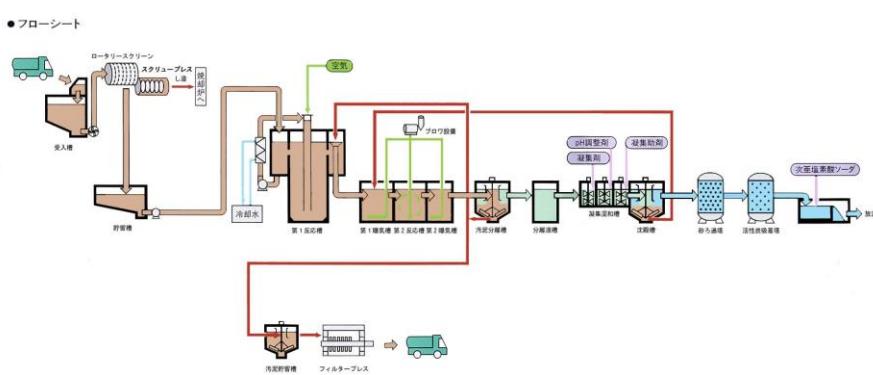
COD : 20mg/l 以下 色度 : 30 度 以下

S S : 10mg/ℓ 以下 大腸菌群数 : 3,000 個/CC 以下

- #### ● 汚泥処理　　圧搾機構付フィルタープレス

- 汚泥搬出先 三重中央開発株式会社

- ## ● 处理フロー



3 保有車両等

(1) 保有車両（令和7年4月1日現在）

● 環境課・資源リサイクルセンター

(単位：台)

車両区分 用途区分	軽ピックアップトラック	テールゲートリフター車 2t	軽トラック	軽バン	合計
ふれあい収集・その他作業用 (資源リサイクルセンター)		2	1	1	4
事務連絡用 ・ パトロール用 (環境課)	1				1
合計	1	2	1	1	5

● クリーンセンター

(単位：台)

車両区分 用途区分	パッcker車 2t	軽トラック	軽ピックアップトラック	普通貨物	ミニホールローダー	テールゲートリフター車 2t	合計
収集運搬作業用	5			1		2	8
事務連絡・構内作業用		1	1		1		3
合計	5	1	1	1	1	2	11

(2) 委託車両（令和7年4月1日以降の収集体制）

(単位：台)

委託区分	車両区分			平ボディー車	合計
	パッカーチー車	2t	3t		
可燃ごみ収集運搬（その1）	2			3	5
可燃ごみ収集運搬（その2）	3			2	5
可燃ごみ収集運搬（その3）			4		4
びん・缶・ペットボトル 収集運搬	1	1		5	7
紙類・古布収集運搬 (その1)	3				3
紙類・古布収集運搬運搬 (その2)	3				3
プラスチック製容器包装 収集運搬（その1）	1				1
プラスチック製容器包装 収集運搬（その2）	1				1
剪定枝等収集運搬 (その1)	3	1			4
剪定枝等収集運搬 (その2)	2		1		3
合 計	19	6	6	5	36

IV ごみ処理

1 ごみの収集

(1) 家庭ごみの分別・収集方法

(令和7年4月1日現在)

分類	方法	収集方法	箇所数	回数	排出方法
① 燃えるごみ	委託	ステーション方式 (注1)	5,076 箇所	週2回	指定ごみ袋(オレンジ色)使用
② 燃えないごみ	直営	予約制 戸別収集方式		予約制	指定ごみ袋(ライトブルー色)使用 1収集2袋まで
③ 粗大ごみ	直営	予約制(有料) 戸別収集方式		予約制	1収集5点まで
資源物	④ びん ⑤ 缶	委託	ステーション方式	951 箇所 (注3)	月2回 かご収集(びん-青色、缶-オレンジ色)
	⑥ 発火性危険物	委託	ステーション方式		月2回 コンテナ収集
	⑦ ペットボトル	委託	拠点収集方式 (注2)		随時収集 ネット収集
		委託	ステーション方式		月2回
	⑧ 紙類	委託	ステーション方式	951 箇所 (注3)	5分別(新聞、ダンボール、雑誌、紙パック、ミックスペーパーは資源物指定袋、紙袋又は透明・半透明の袋を使用)
	⑨ 古布	委託	ステーション方式		月2回 資源物指定袋又は透明・半透明の袋を使用
	⑩ プラスチック 製容器包装	委託	ステーション方式		月2回 資源物指定袋(白色又は黄色)使用
	⑪ 小型家電	直営	拠点収集方式	4 箇所	随時収集 拠点に設置の専用回収箱へ排出
	⑫ 剪定枝等 (草・竹)	委託	予約制 戸別収集方式		予約制 草は透明・半透明の袋又はポリ容器を使用。剪定枝・竹は3束、草は3袋程度の量が目安
		委託	拠点収集方式	1 箇所	随時収集 拠点の専用スペースへ排出
	⑬ 羽毛布団	委託	拠点収集方式	1 箇所	随時収集 拠点の専用スペースへ排出
	⑭ 乾電池	直営	拠点収集方式	57 箇所	随時収集 拠点に設置の専用回収箱へ排出

(注1) ステーション方式とは、一定の場所に集積されたごみを収集することをいう

(注2) 拠点収集方式とは、公共施設等に回収ボックス等を設置し収集することをいう

(注3) 集積場によっては、一部品目の取扱がない場合がある

① 燃えるごみ

家庭から出る可燃性ごみ（生ごみ、プラスチック、木くず、草など）を週2回、地区ごとに曜日を定め、指定ごみ袋（オレンジ色）を使用し塵芥車で収集している。

収集方法は、原則一定の場所に集積するステーション方式であるが、一部収集ルート沿いに数軒ずつ排出する戸別収集方式を採用している。

- ・危険物等の混入がわかるように、平成8年7月から半透明のポリエチレン製指定ごみ袋（※活性フェロキサイド入り）を採用し収集の安全性の向上を図った。
- ・令和5年9月から燃えるごみの有料化（45㍑指定袋1枚につき18円、30㍑指定袋1枚につき16円、20㍑指定袋1枚につき14円）を開始した。

② 燃えないごみ

家庭から出る不燃性ごみ（金属くず、ガラスくず、陶磁器類など）を戸別に、指定ごみ袋（ライトブルー色）を使用し塵芥車で収集している。

収集方法は、予約制戸別収集方式（1世帯1予約につき2袋まで）を採用している。

- ・平成8年7月から収集の安全性向上のため、半透明のポリエチレン製指定ごみ袋（桃色）を導入した。
- ・平成15年4月から、ステーション方式（地区別に月1回）で収集していたものをステーションへの不法投棄および、事業系ごみ排除を目的として予約制戸別収集方式に変更した。
- ・平成23年7月から地区に関係なく出すことのできる方式に変更した。
- ・令和5年9月から燃えないごみの有料化（40㍑指定袋1枚につき25円、20㍑指定袋1枚につき18円）を開始した。

③ 粗大ごみ

家庭から出る大型ごみ（家電製品、家具、自転車など）と破碎不適物類の一部（レンガ、コンクリートブロックなど）を戸別に、塵芥車及びパワーゲート車で収集している。

収集方法は、予約制戸別収集方式（1世帯1予約につき5点まで）を採用している。

- ・平成8年4月から、ステーション方式（地区別に月1回）で収集していたものを事業系ごみの混在を防ぐために予約制戸別収集方式に変更した。
- ・平成9年4月から予約個数を1世帯5点までとした。
- ・平成23年7月から地区に関係なく出すことのできる方式に変更した。
- ・平成23年10月から粗大ごみの有料化（1点につき800円）を開始した。
- ・平成26年4月から消費税率の引上げに伴い、粗大ごみ処理手数料を800円から820円に変更した。
- ・平成29年4月から破碎不適物類の一部（レンガ、コンクリートブロックなど）を収集開始した。
- ・令和元年10月から消費税率の引上げに伴い、粗大ごみ処理手数料を820円から840円に変更した。

④⑤ 資源物（びん・缶）

家庭から出る飲食用などのびん・缶を地区別に月2回、2種類の収集専用かご（びん用の青色・缶用のオレンジ色）を配布し、トランクで収集している。

収集方法は、地区別に定めた資源物集積場によるステーション方式を採用している。

- ・令和3年10月からスプレー缶は充電式電池等と併せて発火性危険物へ区分を変更した。

⑥ 資源物（発火性危険物）

家庭から出るスプレー缶、加熱式・電子たばこ、充電式シェーバー、モバイルバッテリー、スマートフォン、タブレット、充電式電池、使用済み使い捨てライターを地区別に月2回、収集専用かご（透明）を配布し、トランクで収集している。

収集方法は、地区別に定めた資源物集積場によるステーション方式を採用している。

- ・令和3年9月に市役所1階に回収ボックスを設置し、充電式シェーバー、モバイルバッテリー、加熱式・電子たばこ、スマートフォン、タブレットの回収を開始した。
- ・令和3年10月から、資源物回収拠点での回収を開始した。

⑦ 資源物（ペットボトル）

家庭から出る『材質表示マーク1』の付いたボトルを、2種類の方法で収集している。

A 地区別に月2回、収集専用ネットを配布し、びん・缶と同じ日程で収集

B 公民館や保育園など公共施設に収集専用ネットを常時設置し、収集日を決めない随時の収集

収集方法は、地区別に定めた資源物集積場によるステーション方式と、公共施設などを利用した拠点収集方式を採用している。

- ・平成9年4月から公民館や保育園など公共施設に収集専用ネットを設置し拠点収集を始めた。
- ・平成16年4月から排出量の増加にともない、公共施設等での拠点収集の他、月2回の資源物集積場での収集を開始した。

⑧ 資源物（紙類）

家庭から出る新聞紙、ダンボール、雑誌、ミックスペーパー、紙パックの5分別により、地区別に月2回、

塵芥車で収集している。収集方法は、地区別に定めた資源物集積場によるステーション方式を採用している。

- ・平成 12 年 4 月から紙類の排出量増加にともない、資源物(びん・缶・紙類)の収集日を「びん・缶の日」と「紙類の日」に分けて収集を開始した。
- ・平成 15 年 10 月から月 2 回収集に変更した。
- ・平成 29 年 4 月から雑誌と雑がみの区分を分けて収集を開始した。
- ・平成 30 年 4 月から雑がみをミックスペーパーに変更した。

⑨ 資源物（古布）

家庭から出る古布を地区別に月 2 回、資源物指定袋（白色）を使用し、塵芥車で収集している。

収集方法は、地区別に定めた資源物集積場によるステーション方式を採用している。

⑩ 資源物（プラスチック製容器包装）

家庭から出るプラスチック製容器包装を地区別に月 2 回、塵芥車で収集している。

収集方法は、地区別に定めた資源物集積場によるステーション方式を採用している。

令和 4 年 10 月から収集を開始した。

⑪ 資源物（小型家電）

⑫ 資源物（剪定枝等）

家庭から出る剪定枝等（草・竹）を、2 種類の方法で収集している。

A 予約制による戸別収集方式を実施し、塵芥車で収集している。6 月から 11 月の間の毎週月曜に収集を行っており、希望の日程をその前週の水曜までに予約する。

B 抱点収集方式を採用し、通年で収集している。

令和 5 年 6 月から収集を開始した。

⑬ 資源物（羽毛布団）

家庭から出る羽毛布団のうちダウン 50%以上のものを、抱点収集方式の採用により、通年で収集している。

令和 5 年 9 月から収集を開始した。

⑭ 資源物（乾電池）

家庭から出る筒型乾電池(マンガン乾電池・アルカリ乾電池など)を市内各所に専用回収ボックスを設置し、隨時収集している。収集方法は、抱点収集方式を採用している。

- ・平成 26 年 4 月 1 日から、小売店、保育園及び小学校等の回収抱点を廃止した。

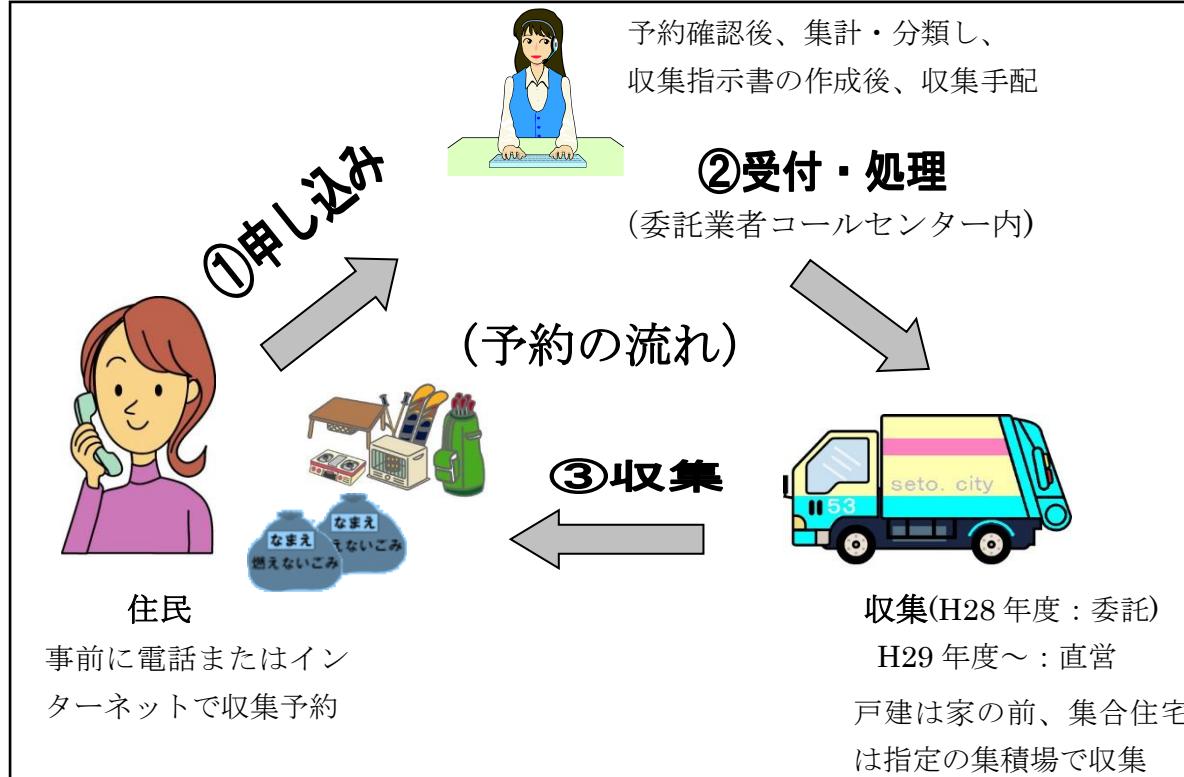
(2) 指定ごみ袋（令和7年4月1日時点）

	燃えるごみ指定袋	燃えないごみ指定袋	資源物指定袋
寸法(mm)	大 取手付袋タイプ 約 850×ヨコ 470/650 厚さ 0.03mm以上 小 取手付袋タイプ 約 750×ヨコ 420/600 厚さ 0.03mm以上 特小 取手付袋タイプ 約 600×ヨコ 350/500 厚さ 0.03mm以上	大 取手付袋タイプ 約 750×ヨコ 470/650 厚さ 0.04mm以上 小 取手付袋タイプ 約 600×ヨコ 350/500 厚さ 0.04mm以上	大 平袋タイプ 約 850×ヨコ 650 厚さ 0.03mm以上 大 取手付袋タイプ 約 850×ヨコ 470/650 厚さ 0.025mm以上 小 取手付袋タイプ 約 750×ヨコ 400/500 厚さ 0.025mm以上
容量(l)	大 45 小 30 特小 20	大 40 小 20	大 45 小 30
材質	ポリエチレン	ポリエチレン	ポリエチレン
色	オレンジ色（半透明）	ライトブルー色（半透明）	白色・黄色（半透明）
表記事項			

(3) 燃えないごみ・粗大ごみ予約収集

- 予約方法 電話（専用ダイヤル）、WEB 予約フォームのいずれかで予約をする。
- 予約収集個数 燃えないごみは 2 袋、粗大ごみは 5 点まで
- 予約収集料金 燃えないごみ（40 ヶ月 1 袋 25 円・20 ヶ月 1 袋 18 円）、粗大ごみは大きさに関わらず 1 点 840 円
- 収集方法 戸別収集
- リユース（再使用）品の提供受付 平成 23 年 10 月から粗大ごみ処理有料化制度を実施したため、リユース品の提供は中止した。

● 予約から収集までの流れ



● 予約受付件数

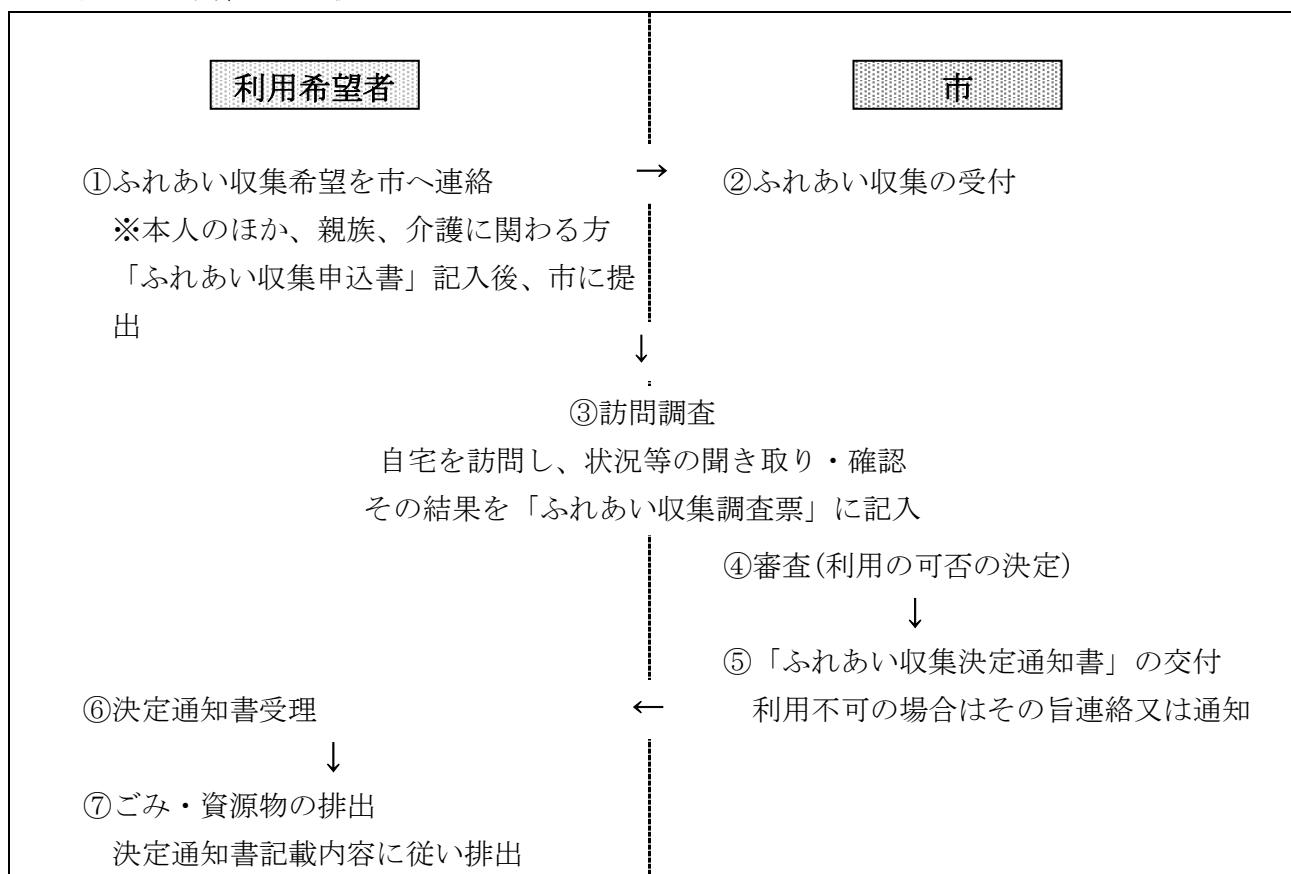
(単位：件)

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
63,893	72,715	68,643	66,166	65,510	54,240

(4) ふれあい収集

- 開始年月日 平成 17 年 4 月 1 日（「瀬戸市ふれあい収集実施要綱」制定）
- 目的 ごみや資源物を家庭から所定の集積場まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者を対象にごみ等の排出を支援
- 収集対象者 65 歳以上又は障害者で、介護が必要など自由な行動が困難であり、かつ、一人暮らし又は同居する家族がいる場合でも同居者が高齢等など、親族や近隣住民等の協力を得ることが困難な者
- 収集対象品目 燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ及び資源物
- 排出・収集方法
 - ・燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ及び資源物は、市が定める分別方法に従い、戸建て住宅・集合住宅を問わず原則として利用者が玄関先に排出したものを収集

● 申込から収集までの流れ



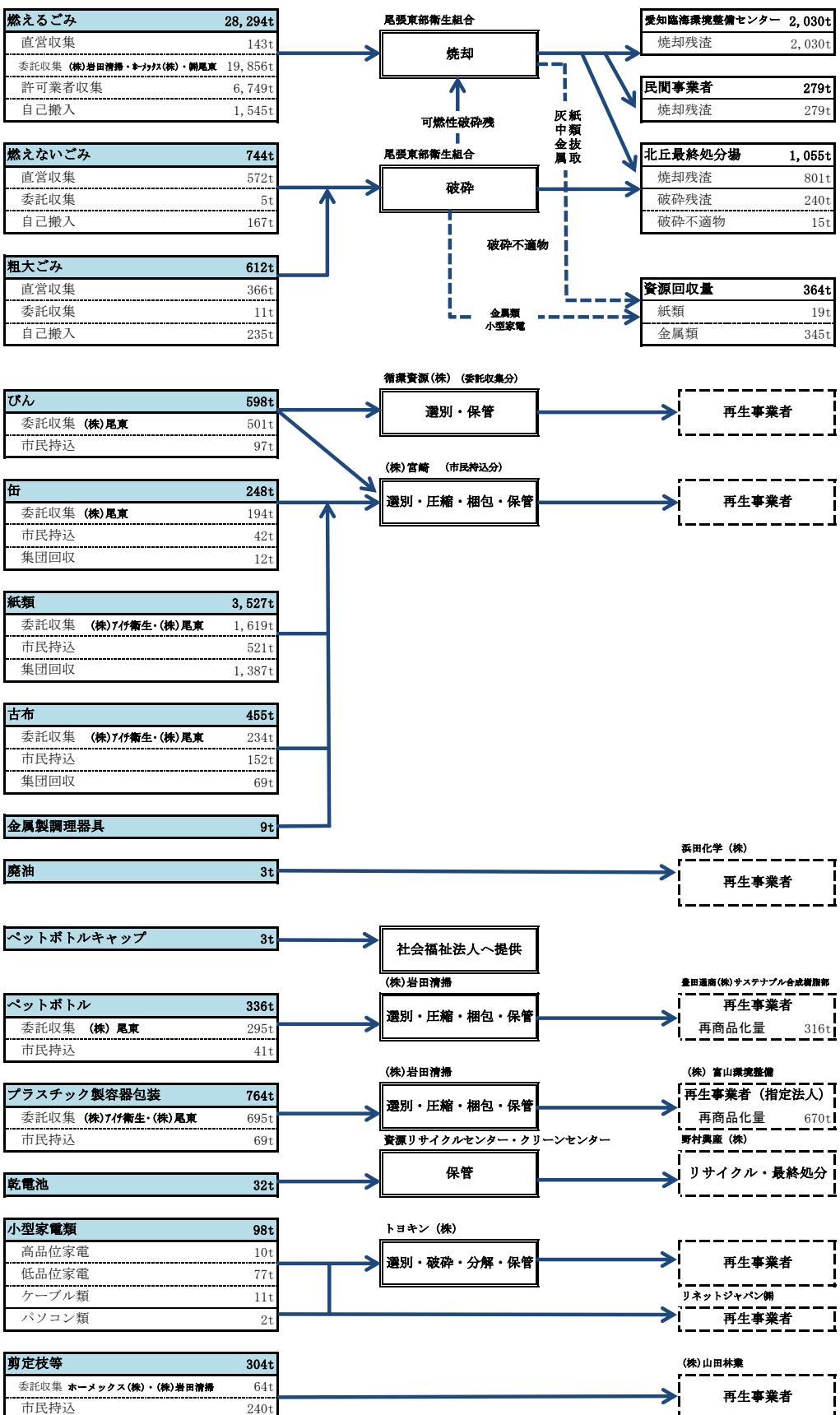
● 利用状況（各年度末時点の利用世帯）

（単位：世帯）

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
309	355	397	449	497	577

2 ごみ処理と実績

(1)令和6年度ごみ処理の流れ



※許可業者とは、一般廃棄物収集運搬業許可業者を言い、事業者から収集したごみを晴丘センターに搬入するもの

※自己搬入とは、市民または事業者が自ら晴丘センターにごみを搬入するもの

※市民持込とは、市民が資源リサイクルセンター、支所又はクリーンセンターに資源物等を持ち込むもの

※紙類の集団回収には、新聞店回収を含まない

※剪定枝等には、クリーンセンターによる回収を含まない

(2) 令和6年度 ごみ排出・資源物回収状況

区分	項目	単位	令和6年度 実績 ※2	令和5年度 実績 (参考※3)
	① 人口 ※1	人	125,786	126,903
家庭系	② ごみ量 (可燃、不燃、粗大)	t	22,900	24,097 (22,048)
	③ 資源物量	t	6,375	6,741
	④ 排出量 (ごみ量+資源物量) =②+③	t	29,275	30,838 (28,789)
	⑤ 1人1日あたりの排出量 (資源物除く) =④×1,000,000／①／366	g／人・日	499	519 (475)
	⑥ 1人1日あたりの排出量 (資源物含む) =④×1,000,000／①／366	g／人・日	638	664 (620)
	⑦ 資源化率 =③／④×100	%	21.8	21.9 (23.4)
事業系	⑧ ごみ量	t	6,749	6,759 (8,808)
総量	⑨ 総排出量 =④+⑧	t	36,024	37,597
	⑩ 1人1日あたりの排出量(事業系ごみ含む、資源物除く) =(②+⑧) ×1,000,000／①／366	g／人・日	646	664
	⑪ 1人1日あたりの排出量 (事業系ごみ含む、資源物含む) =⑨×1,000,000／①／366	g／人・日	785	809
	⑫ 晴丘センターにおける資源回収量 ※4	t	364	-
	⑬ 資源化率 =(③+⑫) /⑨×100	%	18.8	- (17.9)

端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

※1 人口は令和7年4月1日現在

※2 実績値に関し、瀬戸市一般廃棄物処理基本計画(R6～R15)から尾張東部衛生組合晴丘センターへの直接持込みごみ量について、実態に合わせて家庭系ごみから事業系ごみへ集計方法を変更しました。このため、昨年度までの事業概要の数値と整合がありません。

※3 令和5年実績値(参考)は、年度間の比較を行うため、上段は瀬戸市一般廃棄物処理基本計画(R6～R15)の集計数値で、下段()カッコ内は旧計画の集計数値です。

※4 尾張東部衛生組合晴丘センターにおける資源回収量を資源化率に反映。

瀬戸市一般廃棄物処理基本計画(R6～R15)から尾張東部衛生組合晴丘センターにおける資源物回収量を資源物に算入しています。なお、総排出量には影響はありません。

(3) 令和6年度 ごみ・資源物回収量

(単位:t)

区分		令和5年度	令和6年度	前年比 (%)	
ごみ	可燃	家庭系ごみ	22,545.61	21,544.57	
		事業系ごみ	6,759.01	6,749.44	
		計	29,304.62	28,294.01	
	不燃	家庭系ごみ	906.65	743.99	
		事業系ごみ	0.00	0.00	
		計	906.65	743.99	
	粗大	家庭系ごみ	644.80	611.47	
		事業系ごみ	0.00	0.00	
		計	644.80	611.47	
	合計	家庭系ごみ	24,097.06	22,900.03	
		事業系ごみ	6,759.01	6,749.44	
		ごみ合計	30,856.07	29,649.47	
資源物	びん	カレット	614.34	583.71	
		リターナブルびん	13.41	14.48	
		計	627.75	598.19	
	缶	スチール缶	91.39	83.81	
		アルミ缶	109.67	112.85	
		スプレー缶	41.77	39.15	
		団体回収	5.78	12.05	
		計	248.62	247.86	
	ペットボトル		325.78	335.93	
	プラスチック製容器包装		788.37	763.47	
	新聞紙	市回収	537.63	506.51	
		団体回収	301.56	270.65	
		新聞店回収	702.82	566.07	
	雑誌	市回収	413.27	377.69	
		団体回収	303.34	285.68	
	ミックスペーパー	市回収	748.01	729.82	
		団体回収	3.99	0.00	
	ダンボール	市回収	544.91	515.24	
		団体回収	245.33	257.54	
	紙パック	市回収	12.10	10.94	
		団体回収	24.55	6.66	
		計	3,837.52	3,526.80	
	古布	市回収	390.16	432.39	
		団体回収	67.96	64.08	
		計	458.12	496.47	
	その他	廢油	2.64	2.58	
		金属製調理器具	10.27	9.44	
		乾電池・二次電池	28.01	31.97	
		小型家電	110.43	98.38	
		剪定枝等	265.13	306.12	
資源物合計		6,740.98	6,375.22	94.6%	
合計(総排出量)		37,597.05	36,024.69	95.8%	

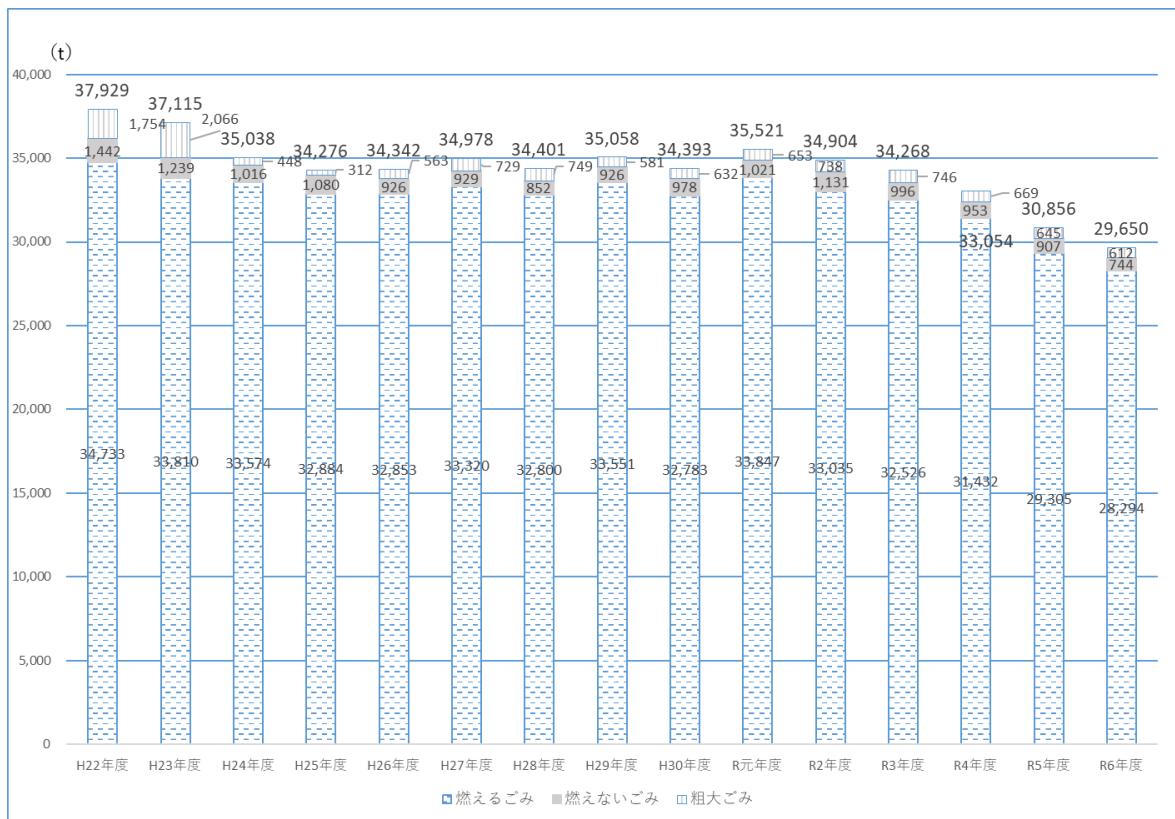
※国ではスプレー缶・電池類は有害ごみとして取り扱っていますが、瀬戸市では資源化しているため資源物として取り扱っています。

※令和5年度の数値は令和6年度と比較を行うため、瀬戸市一般廃棄物処理基本計画(R6～R15)の集計方法を採用した数値となるため、昨年度の同表の数値と整合しません。なお、総排出量へ影響はありません。

※端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

(4) ごみ処理量の推移

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
燃えるごみ	34,733	33,810	33,574	32,884	32,853	33,320	32,800	33,551	32,783	33,847	33,035	32,526	31,432	29,305	28,294
燃えないごみ	1,442	1,239	1,016	1,080	926	929	852	926	978	1,021	1,131	996	953	907	744
粗大ごみ	1,754	2,066	448	312	563	729	749	581	632	653	738	746	669	645	612



* 平成 23 年 10 月から、粗大ごみ処理費用の有料化を開始。

* 令和 5 年 9 月から、燃えるごみ・燃えないごみ処理費用の有料化を開始。

(5) 資源物回収量の推移

(単位: t)

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
カレット	832.6	862.7	784.0	745.8	783.6	770.7	778.2	749.6	725.4	687.7	702.7	668.7	640.2	614.3	583.7
リターナブル	46.3	32.9	3.9	16.3	15.8	17.7	17.5	16.4	14.2	12.7	13.8	14.3	13.7	13.4	14.5
スチール缶	93.5	78.0	169.2	118.3	163.1	132.5	129.8	124.3	113.3	110.6	110.5	109.5	100.6	91.4	83.8
アルミ缶	78.6	52.6	121.3	83.5	124.0	128.0	121.8	123.4	121.2	124.0	128.1	128.7	118.0	109.7	112.9
スプレー缶	2.5	2.5	3.0	2.4	26.6	32.4	34.0	34.9	38.4	38.1	40.9	41.6	41.9	41.8	39.2
ペットボトル	266.1	242.7	253.2	259.6	244.5	244.8	245.8	254.1	258.8	269.2	273.5	286.1	307.0	325.8	335.9
新聞紙	2,271.8	1,922.3	1,942.8	1,921.4	1,819.5	1,636.5	1,480.1	1,384.7	1,286.5	1,218.1	930.0	984.8	908.6	839.2	777.2
雑誌	2,313.1	2,115.7	2,059.2	1,942.9	1,769.3	1,632.0	1,464.8	1,342.8	1,243.7	1,137.4	1,025.6	926.5	871.1	716.6	663.4
ミックスペーパー	-	-	-	-	-	-	-	110.0	115.6	130.0	205.8	280.2	439.3	748.0	729.8
ダンボール	1,121.0	1,056.2	1,023.6	1,006.3	980.6	915.8	873.1	862.0	830.3	801.7	801.2	794.0	782.8	790.2	772.8
紙パック	17.6	17.1	17.2	16.8	20.5	19.4	18.9	18.2	18.0	18.0	21.1	18.0	18.8	36.7	17.6
プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	322.2	788.4	763.5
古布	387.9	417.9	356.7	348.3	342.5	355.2	325.1	343.3	348.7	367.8	386.6	428.0	458.1	496.5	454.5
廃植物油	3.4	2.7	3.9	3.7	3.5	3.7	3.9	3.6	3.5	3.5	2.9	3.0	2.5	2.6	2.6
金属製調理器具	2.5	2.5	4.1	4.2	4.6	5.8	6.2	7.8	8.4	8.9	8.7	8.5	8.4	10.3	9.4
乾電池・二次電池	31.4	33.4	36.7	31.7	21.8	24.5	24.1	23.9	27.6	30.9	33.4	31.5	32.1	28.0	32.0
小型家電	-	-	30.3	66.0	76.9	70.3	86.7	97.5	115.2	136.0	135.2	116.8	110.3	110.4	98.4
剪定枝等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	265.1	306.1

※平成26年 小売店・保育園・小学校等の乾電池ボックス撤去

※新聞店回収量含まない

※剪定枝等はクリーンセンター処理分含む

(6) 不法投棄処理量・手数料

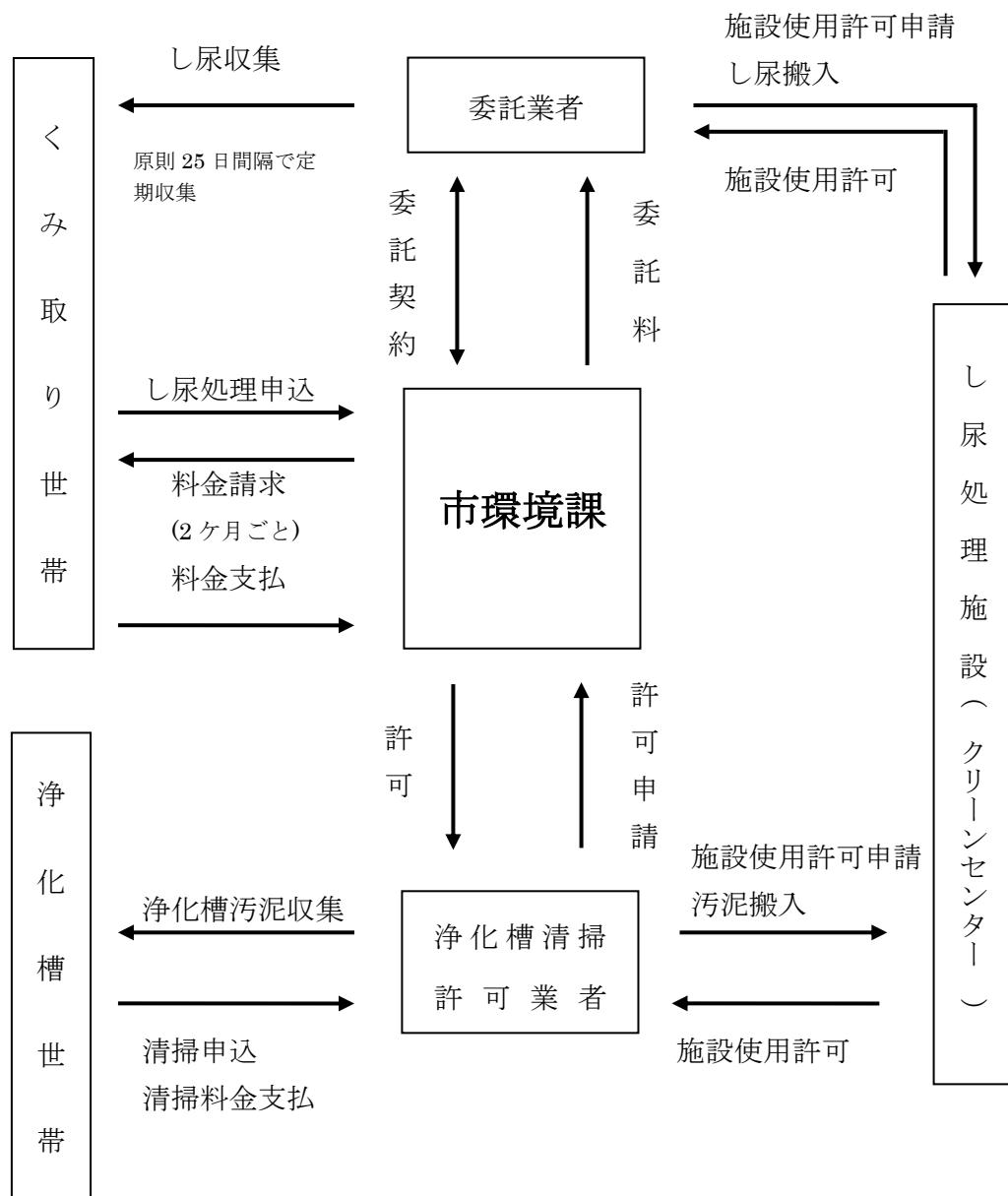
年度	家電リサイクル法関連		自己(晴丘) 搬入量	処理困難物 処理手数料
	処理数	手数料		
令和 2 年度	テレビ 8 台	189, 980 円	41 t	322, 300 円
	液晶テレビ 52 台			
	冷蔵・冷凍庫 9 台			
	洗濯機 15 台			
	エアコン 0 台			
令和 3 年度	テレビ 12 台	105, 370 円	49 t	541, 475 円 ※特別管理 産業廃棄物 (強塩酸) 含む
	液晶テレビ 11 台			
	冷蔵・冷凍庫 10 台			
	洗濯機 5 台			
	エアコン 0 台			
令和 4 年度	テレビ 12 台	43, 630 円	46 t	536, 470 円 ※17m ³
	液晶テレビ 1 台			
	冷蔵・冷凍庫 0 台			
	洗濯機 3 台			
	エアコン 0 台			
令和 5 年度	テレビ 4 台	処理困難物 処理手数料 に合算	-	330, 000 円 ※17m ³
	液晶テレビ 8 台			
	冷蔵・冷凍庫 1 台			
	洗濯機 1 台			
	エアコン 0 台			
令和 6 年度	テレビ 5 台	処理困難物 処理手数料 に合算	-	671, 550 円 ※8m ³
	液晶テレビ 15 台			
	冷蔵・冷凍庫 4 台			
	洗濯機 2 台			
	エアコン 0 台			

(7) 犬・猫等動物の死体処理件数

年度	合計(四)
令和 2 年度	653
令和 3 年度	589
令和 4 年度	763
令和 5 年度	577
令和 6 年度	536

V し尿等処理

1 し尿・浄化槽汚泥処理のしくみ



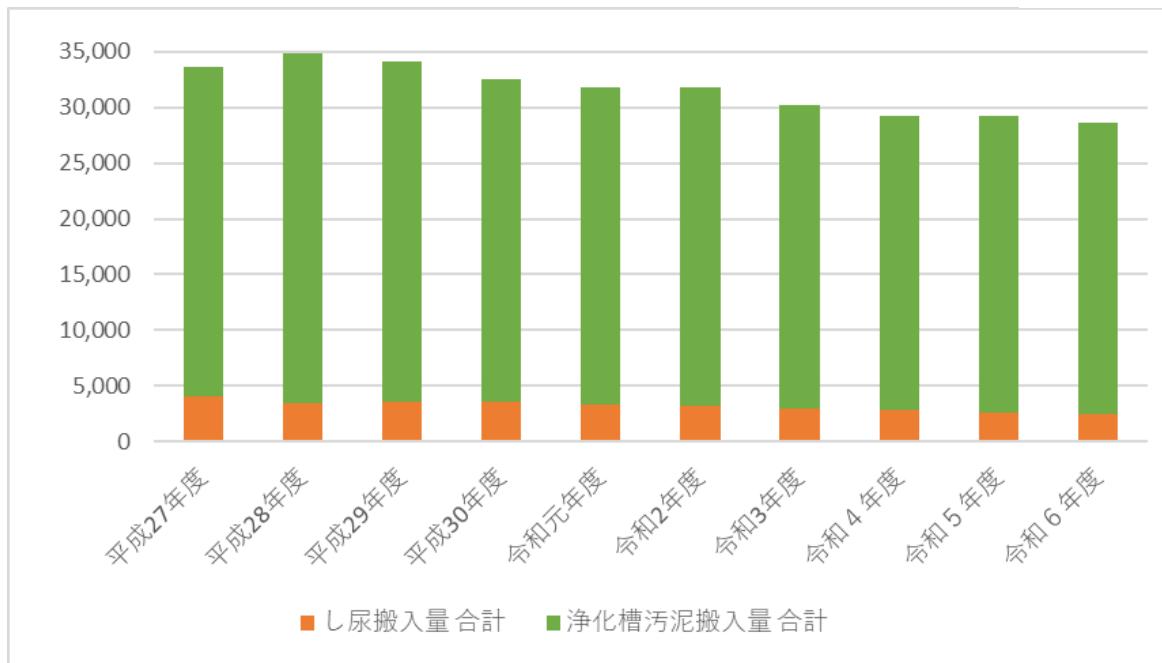
2 し尿・浄化槽汚泥搬入量比較

(単位 : kL)

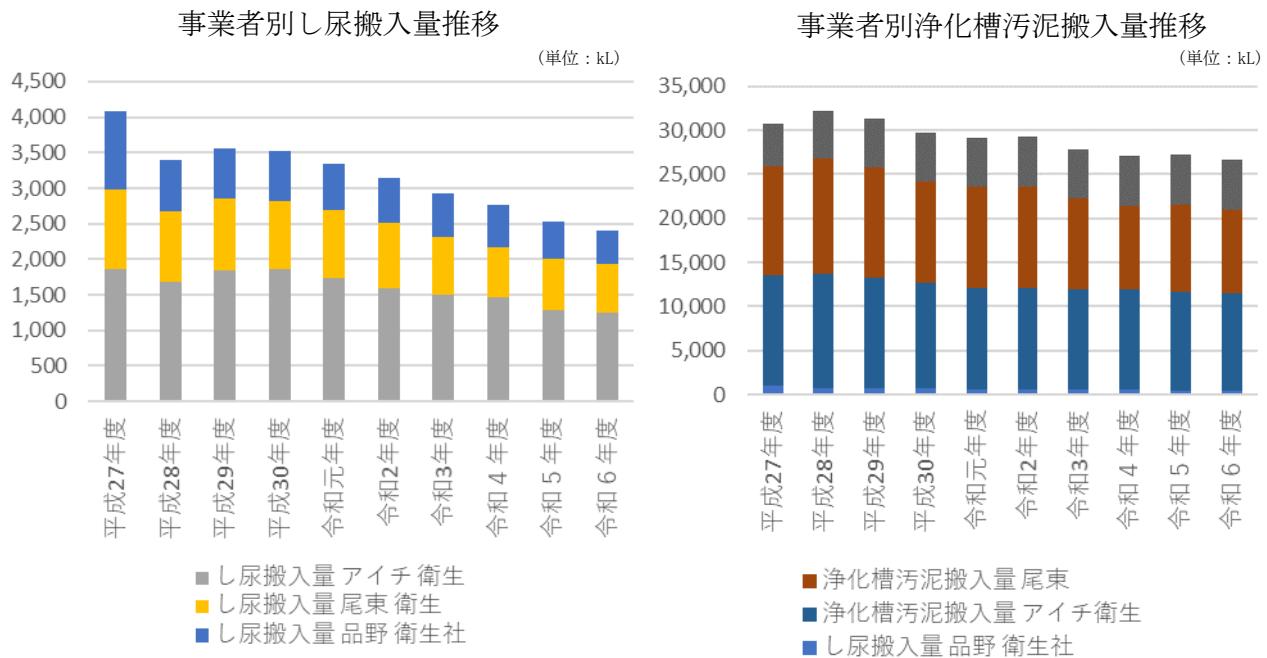
年 度	総合計	し尿搬入量			浄化槽汚泥搬入量				
		合計	アイチ 衛生	尾東	品野 衛生社	合計	アイチ 衛生	尾東	品野 衛生社
平成 27 年度	33,701	4,077	1,854	1,124	1,099	29,624	12,470	12,377	4,777
平成 28 年度	34,870	3,390	1,673	999	718	31,480	12,956	13,146	5,378
平成 29 年度	34,176	3,555	1,839	1,013	703	30,621	12,606	12,548	5,467
平成 30 年度	32,514	3,521	1,866	960	695	28,993	12,034	11,534	5,425
令和元年度	31,825	3,347	1,742	955	650	28,478	11,433	11,546	5,499
令和 2 年度	31,840	3,143	1,586	919	638	28,697	11,541	11,365	5,791
令和 3 年度	30,203	2,932	1,508	799	625	27,271	11,270	10,414	5,587
令和 4 年度	29,270	2,762	1,460	718	584	26,508	11,370	9,405	5,733
令和 5 年度	29,225	2,524	1,286	715	523	26,701	11,185	9,872	5,644
令和 6 年度	29,027	2,403	1,247	690	466	26,198	11,056	9,515	5,627

3 し尿・浄化槽汚泥搬入量推移グラフ

(単位 : kL)



4 業者別搬入量グラフ



5 し尿処理手数料

(1) 定額制

一般家庭のくみ取りは、原則として家族の人数により料金を算定する「定額制」を適用

$$\bullet \text{ 定額制料金} = \{\text{世帯割料金 (314 円)} + \text{人頭割料金 (440 円)} \times \text{人数}\} \times 2 \text{ ヶ月分}$$

期別(2 ヶ月分)料金表

人数	2 ヶ月分料金	人数	2 ヶ月分料金
1	1,508 円	5	5,028 円
2	2,388 円	6	5,908 円
3	3,268 円	7	6,788 円
4	4,148 円	8	7,668 円

(2) 従量制

「定額制」以外の下記の場合、くみ取り券を収集世帯に配布し、作業ごとにくみ取った量を集計し料金を算定する「従量制」を適用

- 不特定多数が使用する店舗・工場等
- 便槽の構造上、水等を使用する無臭トイレ・簡易水洗等
- 便槽の構造上又は管理が不十分であるため、雨水・地下水等が浸入する場合

$$\bullet \text{ 従量制料金} = \{20\text{L (1 本)} \text{につき } 225 \text{ 円}\} \times 2 \text{ ヶ月分}$$

VI 各種事業・補助制度

1 令和6年度啓発事業

(1) 「ごみ・資源物収集カレンダー」・「家庭ごみの減量 分け方と出し方 ごみ分別辞書」の配布

ごみの分別や周知を市民に図るため、ごみ・資源物の年間収集日（4月1日から3月31日まで）を記載した「ごみ・資源物収集カレンダー」を作成し、市庁舎等に設置した。また、瀬戸市自治連合会を通じて配布した。

(2) 「広報せと」掲載

市広報誌「広報せと」に、ごみに関するお知らせやごみ減量のための啓発記事を隨時掲載。

月	内 容
4月号	一般廃棄物処理基本計画（令和6～15年度）策定について 環境衛生審議会委員の募集 生ごみ処理機等の補助
5月号	ごみ減量推進会議委員募集 ごみ減量プラスワン情報（剪定枝等の資源化を開始）
6月号	特集 ゼロカーボンシティ みんなでごみ減量（剪定枝・草・竹の資源化）
9月号	ごみ・資源物のよくある質問
10月号	リサイクルステーション（臨時資源物集積所）を開設 ごみ減量活動奨励金（前期）
12月号	年末年始のお知らせ（ごみ資源物の収集、ごみ・資源物の持ち込み） 燃えないごみ・粗大ごみの予約はインターネットで みんなでごみ減量（プラスチック製容器包装を小さくしよう）
1月号	みんなでごみ減量（ごみ・資源物収集実績）
2月号	せと環境塾 参加者募集（ごみのゆくえを見てみよう）
3月号	みんなでごみ減量（粗大ごみをリユースしてごみを減量しよう） ごみ減量活動奨励金（後期）

※「家庭ごみ・資源物排出量[1人1日あたり]」を毎号掲載

※毎号掲載：ごみ収集予定日

(3) 「せとまちテレビ」出演

市広報テレビ「せとまちテレビ」にて、ごみ減量のための啓発を実施した。

3/15 家庭で余った食品をフードドライブしよう

(4) 「せとまちラジオ」出演

市広報ラジオ「せとまちラジオ」にて、ごみに関するお知らせやごみ減量のための啓発を実施した。

- ・9/23 ごみ量上半期の状況について
- ・10/28 食品ロスや資源化の取組について
- ・11/15 発火性危険物の危険性と排出方法について
- ・12/16 年末年始のごみ出しについて
- ・3/24 ごみ量下半期の状況について

2 令和6年度資源リサイクルセンターにおける事業

(1) 環境学習・出前講座 ・・・・・・・・ 開催なし（前年度：開催なし）

(2) 職場体験及びインターンシップ ・・・4件（前年度：3件）

3 令和6年度瀬戸市ごみ減量推進会議における事業

(1) 組織の概要

瀬戸市一般廃棄物処理基本計画に関する事項について調査・研究及び推進することを目的として「瀬戸市ごみ減量推進会議設置要綱」に基づき設置。年6回程度開催し、市に対して必要な助言等を行うなどの活動を実施している。

(令和7年3月31日現在)

- 委員 ごみ問題に関心のある市民 8名
 - 自治連合会の推薦者 2名
 - 市内事業者 2名

- 任期 2年（ただし、再任は妨げないものとする）

(2) 活動内容

①定例会の開催

月	内容
5月	<ul style="list-style-type: none">・瀬戸市一般廃棄物処理基本計画について・令和5年度 ごみ排出・資源回収状況について・令和6年度の会議の日程及び方針等について
7月	<ul style="list-style-type: none">・ごみ減量推進会議テーマ・開催日程について・市議会総務生活委員との意見交換会の実施について・掛川市視察（ごみ減量の取組み）について
9月	<ul style="list-style-type: none">・ごみを出さない行動、長期利用、再利用（リユース）の促進について・市議会総務生活委員との意見交換会の実施結果について
11月	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度 資源化収支実績について・プラスチック資源、食品ロスの発生抑制について・水野ふれあい祭りへの出展について
1月	<ul style="list-style-type: none">・水野ふれあい祭りへの出展結果について・転入者、外国人、違反ごみに対する啓発について・市長との懇談について
2月	<ul style="list-style-type: none">・市長との懇談・令和7年度活動案について

②ごみの減量や分別について市民に啓発を実施

「水野ふれあいまつり」への啓発ブース出展

「水野ふれあいまつり」のクリーンフェスティバルエリアの一部に瀬戸市ごみ減量推進会議のブースを出店し、ごみ減量に関する市民アンケートを実施しました。

●開催日 令和 6 年 12 月 8 日

午前 9 時から午前 11 時 30 分まで

●場 所 水野地域交流センター、

J A あいち尾東農協水野支店駐車場

●参加者 119 名（アンケート協力者）



4 不法投棄・ごみ散乱防止事業

(1) 防止啓発看板の配布・設置

「不法投棄防止」及び「ポイ捨て禁止」看板を、町内会等へ配布した。

●配布数

(単位：枚)

年度	不法投棄防止 マナー啓発	ポイ捨て防止	計
平成 25 年度	4	16	20
平成 26 年度	20	21	41
平成 27 年度	24	47	71
平成 28 年度	49	146	195
平成 29 年度	64	153	217
平成 30 年度	47	45	92
令和元年度	36	62	98
令和 2 年度	25	60	85
令和 3 年度	116	13	129
令和 4 年度	111	16	127
令和 5 年度	97	22	119
令和 6 年度	147	32	179

(2) 防鳥ネットの貸出

可燃ごみ集積場のカラス・猫等によるごみの散乱防止のため、町内会等からの要望に応じ、防鳥用ネットを貸出。(令和 6 年度 343 件 大ネット 242 枚、小ネット 101 枚)

(3) 不法投棄パトロールの実施

環境課保有車両にて、不法投棄多発区域を中心にパトロールを実施。

5 地域清掃活動支援事業

市内各地域で行われている地域清掃活動について、ごみ等の回収及びボランティア清掃袋の配布を行うなど、支援を行った。

(1) 地域清掃活動件数

令和 6 年度 312 件 (地域清掃用ごみ袋配布枚数 : 36,570 枚)

(2) ボランティア清掃袋の配布

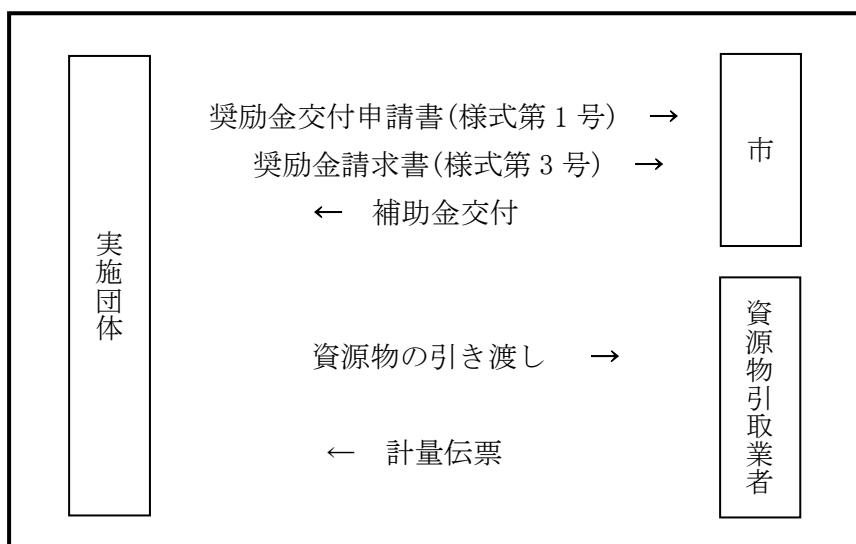
地域の道路、公園、河川敷など、地域清掃を行っていただいた際に出たごみを入れる「ボランティア清掃袋」(30ℓタイプ、レジ袋型 10ℓタイプ) を配布した。

(ボランティア清掃袋配布枚数 30ℓタイプ : 5,090 枚、レジ袋型 10ℓタイプ : 1,493 枚)

6 補助制度

(1) ごみ減量活動奨励金

- 補助対象者 営利を目的としない市民で組織する団体
- 補助対象品目 紙類（新聞、ダンボール、雑誌・雑がみ、紙パック）及び古布
- 補助金額 400 円／100 k g
(1 t 以上回収した場合。100 k g に満たない端数は切上げ)
- 補助申請期間 年 2 回
- 補助方法



● 補助実績

年度	実施団体数	紙類・古布(t)	アルミ缶(t)	スチール缶(t)	補助金額(円)
平成 27 年度	145	1,445	15		5,641,200
平成 28 年度	141	1,409	17		5,512,400
平成 29 年度	139	1,419	17		5,588,000
平成 30 年度	132	1,329	17		5,250,400
令和元年度	127	1,272	19		5,031,200
令和 2 年度	110	1,109	14		4,352,400
令和 3 年度	101	1,028	14		4,075,200
令和 4 年度	98	967	13	0.7	4,067,800
令和 5 年度	92	943	12	0.5	3,789,000
令和 6 年度	97	890	11	0.6	3,619,800

※アルミ缶は奨励金の対象外

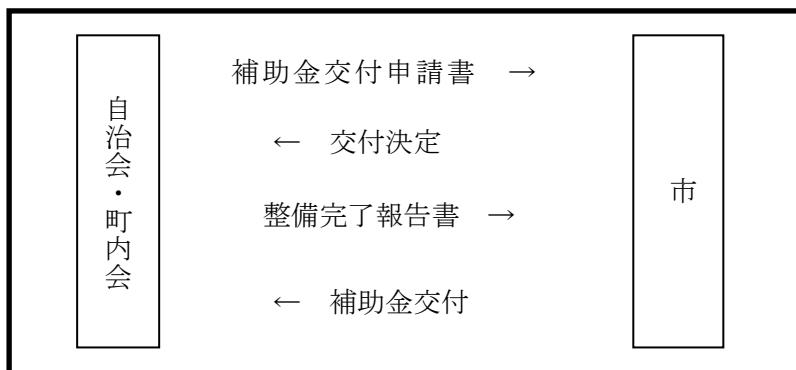
● 令和 6 年度団体回収による種類別回収量

(単位：t)

新聞紙	雑誌類	ダンボール	紙パック	古布	合計
271	286	258	7	69	891

(2) ごみ集積場整備補助金

- 補助対象者 自治会が場所を確保し、維持管理を行う集積場
- 補助対象品目 集積場整備に要する資材費
- 補助金額 上限 40,000 円
- 補助方法



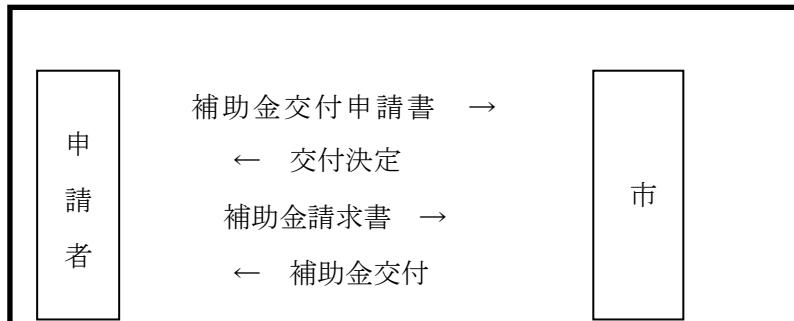
- 補助実績 令和 6 年度 6 件 200,000 円

- その他補助要件

瀬戸市宅地開発等に関する指導要綱第 31 条に基づき設置された集積場は適用除外とする。

(3) ごみ減量化容器等購入補助金

- 補助対象者 国内の販売店で新品を購入し、市税の滞納等がない市民
市が実施するごみ減量に係るアンケート調査等に協力できる等
- 補助対象品目 生ごみ処理機、生ごみ発酵用密閉容器、生ごみ堆肥化容器
- 補助金額 生ごみ処理機上限 20,000 円、生ごみ発酵用密閉容器上限 1,000
円、生ごみ堆肥化容器上限 3,000 円
- 補助方法



● 補助実績 令和 6 年度 96 件 1,497,600 円

● その他補助要件

同一世帯において、申請日から遡って、生ごみ処理機にあっては 5 年以内、生ごみ発酵用密閉容器及び生ごみ堆肥化容器にあっては 3 年以内に補助金の交付を受けていないこと。

VII 許可業者

1 一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者

(1) 一般廃棄物収集運搬業（11社）

（令和7年4月1日現在）

業者名	住所	電話番号	備考	許可期間
（有）アイサン	瀬戸市南山口町 640	0561-84-9881	区域限定	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日
（有）浅井商店	瀬戸市山口町 309	0561-84-1660		
（有）岩田清掃	瀬戸市山の田町 43-303	0561-21-0006		
（株）エコロダイワ	尾張旭市大塚町 2-7-21	052-775-5589		
大橋運輸（株）	瀬戸市西松山町 2-260	0561-82-0084	業務限定	
三和清掃（株）	瀬戸市元町 1-20	0561-83-4775		
フジ建設（株）	瀬戸市太子町 79-3	0561-21-9565		
ホームエックス（株）	瀬戸市紺屋田町 84-5	0561-56-6020		
（株）丸周	瀬戸市台六町 533	0561-84-2325		
（株）宮崎	瀬戸市穴田町 969	0561-48-8222		
（有）コスモテクノ	瀬戸市五位塚町 11-37	0561-56-3010		

(2) 一般廃棄物処分業（1社）

（令和7年4月1日現在）

業者名	住所	電話番号	備考	許可期限
誠美社工業（株）	瀬戸市暁町 3-91	0561-86-8818	木くずの破碎・チップ化	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日

2 一般廃棄物（し尿）収集運搬業・浄化槽清掃業許可業者（3社）

（令和7年4月1日現在）

業者名	住所	電話番号	備考	許可期限
（株）アイチ衛生	瀬戸市幡野町2	0561-82-4040		令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日
（株）尾東	瀬戸市川北町1-97	0561-82-2200		
（有）品野衛生社	瀬戸市品野町8-75	0561-41-0121		

VIII 関係条例、規則、要綱等一覧

- ・瀬戸市クリーンセンター条例
(昭和 35 年 3 月 24 日条例第 10 号 昭 62 条例 24 ・題名改称)
- ・瀬戸市クリーンセンター条例施行規則 (昭和 63 年 3 月 31 日規則第 3 号)
- ・瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
(昭和 47 年 3 月 31 日条例第 9 号 昭 52 条例 32 ・題名改称)
- ・瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則
(昭和 47 年 6 月 2 日規則第 15 号 昭 51 規則 26 ・題名改称)
- ・瀬戸市環境衛生審議会規則 (昭和 47 年 8 月 30 日規則第 22 号)
- ・瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例
(平成 12 年 6 月 30 日条例第 27 号)
- ・瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例施行規則
(平成 12 年 9 月 29 日規則第 27 号)
- ・瀬戸市資源リサイクルセンター条例 (平成 15 年 7 月 10 日条例第 31 号)
- ・瀬戸市資源リサイクルセンター条例施行規則
(平成 15 年 7 月 31 日規則第 29 号)
- ・瀬戸市ふれあい収集実施要綱
- ・瀬戸市ごみ減量活動奨励金交付要綱
- ・瀬戸市ごみ集積場整備に係る補助金交付要綱
- ・瀬戸市指定袋等の取扱店に関する要綱
- ・瀬戸市資源物指定袋取扱い要綱 (令和 5 年 9 月 1 日 ・題名改称)
- ・瀬戸市粗大ごみ処理券の取扱いに関する要綱 (令和 6 年 4 月 1 日廃止)
- ・瀬戸市一般廃棄物処理業許可審査基準要綱
- ・瀬戸市ごみ減量化容器等購入補助金交付要綱